

# 三国史記に見る災害情報の言語文化 —倭国に於ける災害対処の文化論との対比に於いて—

小林 健彦

## The Languages and Cultures in the Descriptions of Disasters in *Sangokushiki* (三国史記): In view of a Contrast with the Responses to Disasters in *Wakoku* (倭国)

Takehiko KOBAYASHI

### 要旨

日本に於いては、古来、様々な自然災害—大雨、洪水、地震、津波、火山噴火、土石流、雪害、暴風雨、高波、高潮、旱害、蝗害、疫病流行等々、数え切れない程の災害が人々を襲い、人々はその都度、復旧、復興しながら、現在へと至る地域社会を形成、維持、発展させて来た。それは、日本が列島を主体とした島嶼国家であり、その周囲は水（海水）で囲まれ、山岳地帯より海岸線迄の距離が短い、即ち、平坦部が少なく、土地の傾斜が急であるという地理的条件に依る処が大きい。

民衆レベルに於いて、文字情報、文字認知が必ずしも一般的ではなかった近世以前の段階でも、限られた人々に依る記録、就中、災害記録は作成されていた。古い時代に在って、それは官人に負う処が大きかったのである。所謂、正史として編纂された官撰国史の中に於ける災害記録である。

このような状況の倭国へ漢字を公伝させたとする韓半島に於いても、残存する信憑性の高いものは少ないものの、古来、種々の記録類が作成されていたものと推測される。その中に於いても、様々な災害記録が残されている。そうした自然災害に対する認識は、災害情報の記録にも反映され、更には、日本へも影響を与えていたのであろうか。

本稿では、そうした観点より、韓半島に於ける対災害観や、災害対処の様相を文化論として窺おうとしたものである。

キーワード：自然災害、韓半島、倭国、記録、三国史記

### 目次：

要旨

キーワード

はじめに

1. 「新羅本紀」に見る自然災害記録
  2. 地震、火山噴火、その他の地盤に関わる災害
  3. 気象災害
  4. 飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文、その他の災害
  5. 内容分析
- おわりに

註

参考文献表

はじめに

日本（列島）は南北に湾曲して細長く、又、列島部分の幅も狭い。そこに横たわる自然地形も狭小な国土の割には起伏に富む。又、島嶼部も夥しく存在する。従って、日本に於いては歴史的にも、地震や火山噴火と言った地盤に関わる自然災害だけではなく、津波や高潮、高波、大雨、洪水、土石流等と言った「水災害」の影響をも大きく受け

て来たという特質がある。日本の**古代王権**は、**或る種の意図**を以って、そうした**自然災害**を**文字情報**としての記録に残すことを行なって来た。ここで言う処の「**或る種の意図**」とは、それらの自然的な事象の発生を、或る場合には自らの都合の良い様に解釈をし、加工し、政治的に利用、喧伝することであった。その目的は、**災害対処能力**を持ちうる**唯一の王権**として、自らの「**支配の正当性**」を合理的に主張することであったものと考えられる。

筆者が『**災害対処の文化論シリーズ Ⅰ ～ 古代日本語に記録された自然災害と疾病～**』〔DLMarket Inc (データ版)、シーズネット株式会社・製本直送.comの本屋さん(電子書籍製本版)、2015年7月1日、初版発行〕に於いても指摘をした如く、「**咎徴**」の語が示す**中国由来の儒教的災異思想**の反映はその一例である。

ところで、本稿で主たる素材として扱う「**三国史記**」は、**韓半島**で現存する**最古の記録書**とされており、**新羅国**(**新羅本紀12巻**)、**高句麗国**(**高句麗本紀10巻**)、**百濟国**(**百濟本紀6巻**) 3ヶ国の事績を体系的、時系列的に記したものである。3か国の本紀の他にも、**年表3巻**(上、中、下)、**志9巻**、**列伝10巻**、**合計50巻**よりなる。1145年、**高麗の仁宗**(17代)の命に依り、**金富軾**等19名の史官等が編纂、担当し、進上したとされている。**李王朝の中宗代**(1506～1544年)に**慶州**で刊行された**木版本**が刊本としては現存最古のもので、その**影印本**が流布している。

「**三国史記**」は、中国で行なわれていた**正史編纂事業**を大いに意識して作成されたらしく、その意味に於いては、日本に於ける**六国史**、取り分け、「**日本書紀**」的存在であったのかもしれない。それ故に、その編纂に際しては、東アジア世界に特有の、**特定の歴史観**、**国家観**、**対外観**、**宇宙観**、そして、**対自然(災害)観**等が色濃く反映されていた可能性もあり、史料としての取り扱いには慎重であるべきであって、慎重な史料批判も必要とされるであろう。つまり、**正史**である以上、そこに記された事象に**曲筆**、**虚偽**、**隠蔽**、**粉飾**、**宣伝**

等の作業が存在していることも十分考慮されるのである。又、記録の特性上、編纂者の故意ではないものの、結果としてその事象が**偽**であったり、**偏見**や**誤解**が包含されている可能性に就いても、排除をすることは出来ないであろう。

「**三国史記**」に於いては、如何なる**対自然災害観**や、**災害対処の様相**が記録されていたのか、いなかったのかを追究することが本稿の目的とする処の1つである。更には、こうした素材を使って、**韓半島に於ける災害対処の様相**を**文化論**として構築をすることが出来るのか、否かを検証することも2つ目の目的として掲げて置く。

尚、本稿で使用する「**三国史記**」は、**朝鮮史学会**を編者、末松保和氏を校訂者とした第三版、即ち、末松保和氏をして「**朝鮮史學會本三国史記**」と言わさしめた刊本を使用した。昭和48年(1973)2月に国書刊行会より復刻、発行された五版である。

## 1. 「**新羅本紀**」に見る**自然災害記録**

**新羅国**は、日本海側に面した領域を持ち、**倭国・日本**とは地理的關係に於いて、一番近接していた隣国であって、それ故に、終始、緊張状態に在ったものと考えられ、両国の国家間關係が良好であったとは言い難い面もある。しかしながら、倭国へは、**新羅国**を通じて様々な文物、文化、技術、人材等が齎され、それを以って日本の古代国家形成に寄与した事も又、動かし難い事実ではあろう。

言語文化の面では、**新羅楽**や**新羅楽師**、**新羅舞**、**新羅琴**、**新羅斧**、**新羅烏**、**新羅組**、**新羅船**、**新羅松**、**新羅明神坐像**、**新羅の仕丁**等、『**日本国語大辞典**』(第二版、小学館)では、「**新羅**」をも含めて、**新羅**の語を冠した語を、12項目掲載している。こうした文化や文物、そして技術、人間等の日本への流入、及び、日本の貴族の間で持て囃された、**新羅国**よりの**金属工芸品**、**顔料**、**染料**、**香**、**薬**等の生活必需品や、**奢侈品**需要等の**私貿易**の場面に於いては、9世紀前半期にかけて、断続的に交渉が継続されていた。青(清) **海鎮大使張宝高**(張保

阜、弓福)の様に、唐、日本、新羅間の貿易に携わり、巨利を得た商人も存在したのである。彼は博多にも拠点を持ち、日本貴族に依る奢侈品需要を満たしたのである。更には、円仁の入唐を支援する等、船舶を使用した形での海上輸送をも業務としていたらしい。

しかしその反面、政治、外交面での交渉では、必ずしも、日、新両者の交流が円滑に推移していたとは言い難いのである。西暦399年には、倭軍が新羅の王都を占領するに至り、そこが半島北部に在った高句麗との争奪戦の場とされ、5世紀後半に至っても尚、新羅国周縁部への倭軍に依る攻撃があり、更に663年には唐、新羅連合軍と百濟復興軍、倭国軍との、所謂、白村江の戦が発生する等、日本と新羅との間では、戦争状態に突入することも間々あった。

又、7世紀末以降には、日本が新羅の上位に立つ外交形式に固執した為、対立を引き起こし、日本側は国交そのものに消極的、無関心となり、西暦820年代(弘仁、天長年間)に入ると、私貿易従事者をも含め、国内に居住した、多くの新羅人、新羅関係者を強制的に移住、帰国させる等して弾圧し、両国の対立感情が激しくなったとされる。天長元年(824)以降には、新羅人の帰化自体を拒む様になって行ったのである。しかし、日、新双方に於いては、大陸に成立した隋、唐等の圧倒的な王権との関係の強弱に比例しながら、その時々の日、新関係も大きな影響を被ったことは言うまでもないであろう。<sup>(1)</sup>

尚、「新羅本紀 第九 景德」景德王憲英14年(755)春条には、「新羅國記曰」の記載がある事より、「新羅本紀」編纂当時、「新羅國記」と称された、これに先行する正史的性格を持った記録書が存在し、「新羅本紀」編纂の根拠とされていたらしい。その点に於いても、口碑、伝承といった口語的素材の他、「日本書紀」編纂に際して、これに先行する「天皇記」、「国記」<sup>(2)</sup>等の文語的素材を参照したらしいこととの共通性も見られるのである。

又、「新羅本紀 第九 景德」景德王憲英24年条

には、「古記」、同第十一の眞聖王曼即位(887)条にも「崔致遠文集第二卷謝追贈表」と記されており、その他の先行文語記録の存在も類推される。更に、同条には、「舊唐書」、「資理通鑑」、「新羅本紀 第十 憲德」憲德王彦昇18年(826)条に「新唐書」とあって、中国の歴史書等、幅広く資料を渉獵して、調査、引用していたことも窺えるのである。その中には、先行していた日本の官製諸記録一六国史や、個人レベルで筆録される様になっていた私日記等の写本類があったとしても不思議ではないのかもしれない。

ここでは、そうして成立した「新羅本紀」に記された、自然災害関係記事の内容、編纂意図や位置付けをも、言語文化、文化論の視角より探ってみることとする。

## 2. 地震、火山噴火、その他の地盤に関わる

### 災害

ここでは、「新羅本紀」に見られる地震、火山災害等の関連記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、儒理尼師今11年(34):「京都地裂泉湧。夏六月。大水」〔京都地裂泉湧〕は、京都(金城。慶州市)に於ける地震に伴う地盤の液状化現象を示唆した初見記事か。又は、地下水の自噴、湧出現象か〕

(2) 第一、脱解尼師今8年(64)12月:「地震。無雪」(地震の初見記事。無雪も翌年の水不足、旱害に繋がる可能性もあり、災異として受け止められていた可能性が有る)

(3) 第一、婆娑尼師今14年(93)10月:「京都地震」

(4) 第一、祇摩尼師今17年(128):「秋八月。

長星竟(おえる)天。冬十月。國東地震。十一月。雷」  
〔「長星」はほうき星、流星、彗星か。同年10月条にある「國東地震」の凶兆として位置付けられた天文現象記事か〕

(5) 第二、阿達羅尼師今17年(170):「秋七月。京師地震。霜雹害穀。冬十月。百濟寇邊」〔「京師地震」、「霜雹害穀」記事は、「百濟寇邊」事件の凶兆として位置付けられたものか〕

(6) 第二、伐休(發暉)尼師今13年(196)4月:「震宮南大樹。又震金城東門。王薨」(実際の地震ではないか。「王薨」の予兆としての震動表現か。南、東の方角性には、凶事のやって来る方向の意味合いを含んでいることが想定される)

(7) 第二、奈解尼師今34年(229):「夏四月。虵(へび)鳴南庫三日。秋九月。地震。冬十月。大雪深五尺」(南の方向性には意味があるか。「地震」のやって来る方向性を示唆した可能性も考えられる。又、同32年2月条にある「巡狩西南郡邑」記事との関連性を指摘しておく。翌年3月条にある「王薨」記事の凶兆としての異変、自然災害であろう)

(8) 第二、助賁尼師今17年(246):「冬十月。東南有白氣如匹練。十一月。京都地震」(当該記事は、翌年5月条にある「王薨」記事の凶兆としての位置付けか)

(9) 第二、基臨尼師今7年(304):「秋八月。地震。泉湧。九月。京都地震。壞民屋。有死者」(震災に依る死者発生の初見記事。「泉湧」は地盤の液状化現象か)

(10) 第二、基臨尼師今10年:「復國號新羅」〔(9)との関連性の中で考慮すべきか〕

(11) 第三、奈勿尼師今33年(388):「夏四月。京都地震。六月。又震。冬。無冰(氷)」(暖冬記事か)

(12) 第三、實聖尼師今12年(413)8月:「雲起狼山。望之如樓閣。香氣郁然。久而不歇。王謂是必仙靈降遊。應是福地。從此後禁人斬伐樹木」〔「香氣」とあることより、火山の小規模噴火、噴気か〕

(13) 第三、訥祇麻立干42年(458):「春二月。地震。金城南門自毀。秋八月。王薨」(地震発生を王薨の凶兆として位置付けた記事か)

(14) 第三、慈悲麻立干14年(471):「三月。京都地裂。廣袤(ポウ。長さ)二丈。濁水湧。冬十月。大疫」(京都地裂は地震とそれに伴う液状化現象、又は、地滑りか)

(15) 第三、慈悲麻立干21年:「春二月。夜赤光如匹練。自地至天。冬十月。京都地震」〔「夜赤光」現象は岩盤破壊、ガス放出等、地震の前兆現象としての発光か。又は、日本で称された「赤気」(せつき。低緯度オーロラ、彗星)か。「京都地震」記事と共に、翌年2月3日条に記された、「王薨」記事の凶兆として描写されていた可能性が有る〕

(16) 第四、智證麻立干11年(510):「夏五月。地震。壞人屋。有死者。冬十月。雷」

(17) 第四、眞興王多麥宗元年(540)10月:「地震。桃李華」(暖冬記事か)

(18) 第四、眞平王白淨37年(615)10月:「地震」

(19) 第四、眞平王白淨52年:「大宮庭地裂」(地震、又、地滑りに伴うものか)

(20) 第五、善徳王徳曼2年(633)2月:「京都地震」

(21) 第六、文武王法敏4年(664)8月14日:「地震。壞民屋。南方尤甚。禁人擅(ほしいまま)以財貨田地施佛寺」(地震発生日時の記載のある初見記事。「禁人擅以財貨田地施佛寺」とする政策が、地震発生との関連性を有するものか、否かは不明)

(22) 第六、文武王法敏6年:「春二月。京都地震。夏四月。靈廟寺災。大赦」(都での地震や「靈廟寺災」を受けて実施された大赦措置の記事。地震の規模が大きかった可能性もある)

(23) 第七、文武王法敏21年:「夏五月。地震。流星犯參大星(おおぼし。おおいぬ座 $\alpha$ 星シリウス)。六月。天狗落坤(西南)方。(中略)秋七月一日。王薨。諡曰文武。羣臣以遺言葬東海口大石上。俗傳王化爲龍。仍指其石爲大王石。(中略)屬續

之後十日。便於庫門外庭。依西國之式。以火燒葬」(地盤災害である地震や、「流星犯參大星」、「天狗落坤方」と言った天文の異変と「王薨」とが関連付けられた記事か。天狗流星が金城の西南方向に落下して行ったとするならば、その発現方向は東北方向、即ち、金城にとっての鬼門であり、それは倭国の存在していた方向とも合致する。文武王海中王陵築造場所が「東海口大石上」であったことはその証左であろう。更には、それが龍神信仰に基づいた行為に依るものであったとする)<sup>(3)</sup>

(24) 第八、孝昭王理洪(恭)4年(695)10月:「京都地震」

(25) 第八、孝昭王理洪(恭)7年:「二月。京都地動。大風折木。(中略)三月。日本國使至。王引見於崇禮殿。秋七月。京都大水」〔「地動」と「大風」とに関連性を認めた記事か。「地動」の初見記事。「地震」、「地裂」、「地動」表現法の内容上の差異を検証する必要性が有る。「日本國使至」記事はこの年に発生していた地震災害、気象災害、更には、翌年条に記される「白氣竟天。星孛于東」(2月)、「東海水血色、五日復舊」(7月)、「東海水戰、聲聞王都。兵庫中鼓角自鳴」(9月)といった、「東」方向(倭国の方角)に関わる事象との関連性の中で考慮をするべきか。従って、これらの災異記事は、その全てが事実では無かった可能性もあろう]

(26) 第八、聖徳王興光7年(708):「二月。地震。夏四月。鎮星犯月。大赦」〔「地震」と「鎮星(土星)犯月」とを関連付けた記事か。大赦の実施はこの2つの影響を避ける目的に依る措置か]

(27) 第八、聖徳王興光19年:「春正月。地震。(中略)夏四月。大雨。山崩十三所。雨雹傷禾(稲)苗。五月。命有司埋骸骨。完山州進白鵠(かささぎ)。(中略)秋七月。熊川州獻白鵠。蝗蟲(むし)害穀」〔「命有司埋骸骨」行為は、「大雨。山崩」の犠牲者の遺体か。若しくは、露頭に放置されていた遺体を収容、埋葬させたものか]

(28) 第八、聖徳王興光21年2月:「京都地震。(中略)冬十月。(中略)築毛伐郡城。以遮日本賊路」〔「京都地震」発生は、「遮日本賊路」ことを

示唆したものとして認識されたか)

(29) 第八、聖徳王興光22年4月:「地震」(聖徳王興光より、唐の玄宗に対する「遣使入唐」に付された上表文の文末にある「地震」の語である。その直前には「彌增戰汗」とあって、この場合に於ける「地震」の語は、地を震わす様な身震いと言った意味用法で使用されていたものであり、現実の地震ではなかったものと考えられる)

(30) 第九、孝成王承慶元年(737):「夏五月。地震。秋九月。流星入大(太か)微」〔流星が三垣の上垣である太微垣(たいびえん)へ侵入したとする記事。太微垣の中心部には五帝座が位置する。「地震」記事との対応記事か]

(31) 第九、孝成王承慶6年:「春二月。東北地震。有聲如雷。夏五月。流星犯參大星。王薨。諡曰孝成。以遺命燒柩於法流寺南。散骨東海」〔「東北地震」、「流星犯參大星」が「王薨」の凶兆として位置付けられた記事か。「第七、文武王法敏21年条」の記事との対応関係を考慮するべきであろう。「以遺命燒柩於法流寺南」(遺体の火葬)、及び、「散骨東海」行為は「第九、景德王憲英元年10月条」にある「日本國使至。不納」(王権交代に関わる日本よりの慶賀使節受け入れの拒否)と関わりがあったものと考慮される。即ち、新羅の日本に対する脅威、不信感の表れと見られる)<sup>(4)</sup>

(32) 第九、景德王憲英2年(743)8月:「地震」

(33) 第九、景德王憲英6年:「三月。震眞平王陵。秋。旱。冬。無雪。民饑且疫。出使十道安撫」〔「震」は地震ではなく、故眞平王白淨に依る音声での凶事の予告、警告か。「旱」、「無雪」、「民饑且疫」がこれに該当するものか]

(34) 第九、景德王憲英24年:「夏四月。地震。(中略)六月。流星犯心(宿)。是月。王薨」〔「地震」、「流星犯心」は「王薨」の凶兆としての位置付けか。心宿は二十八宿の1つで、東方青龍に当てられる。東方の守護を司るのである。さそり座のアンタレス等の恒星が心宿に該当する。「第九、景德王憲英23年条」に記される「三月。星孛于東南。龍見楊山下。俄而飛去。冬十二月十一日。

流星或大或小。觀者不能數」記事と合わせて検討をするべきか。当該記事は、同23年には既に金城東方の守護が手薄になっていたことを示唆していたものか]

(35) 第九、惠恭王乾運2年(766):「康州地陷成池。縦廣五十餘尺。水色青黑。冬十月。天有聲如鼓」[「康州地陷成池」現象と「天有聲如鼓」現象とは関係性があるか。「第九、景德王憲英19年正月条」に記される「都城寅方有聲如伐鼓。衆人謂之鬼鼓」記事との関連性を考慮するべきか。「鬼鼓」は火山噴火に伴う空振か。そうであるとするならば、「康州地陷成池」は、火山性の微動、震動に伴って発生していた地盤の陥没現象か。「青黒」の水の色には意味があるか。五行思想に依れば、青は木・東に、黒は水・北に対応する。即ち、「青黒」では東北の方角、鬼門を指し示すことになる]

(36) 第九、惠恭王乾運3年:「夏六月。地震。秋七月。遣伊飡金隱居入唐貢方物。仍請加冊命。帝御紫宸殿宴見。三星隕王庭相擊。其光如火迸散。金浦縣禾實皆米」[「三星隕王庭相擊」は隕石、隕鉄、火球等の落下記事か。しかし、それらが宮廷内に落下したとしていることより、実際の落下ではなく、何らかの凶兆、又は、吉兆、慶事として演出されたものか。慶事であるとするならば、それは王の代替わりに伴った、唐の代宗よりの「請加冊命」であったものと考えられる。そのことは、後続部分に記された「金浦縣禾實皆米」記事よりも窺うことが出来得る]

(37) 第九、惠恭王乾運13年:「春三月。京都地震。夏四月。又震」[「京都地震」と「又震」とは、本震、余震関係にあるものか]

(38) 第九、惠恭王乾運15年3月:「京都地震。壞民屋。死者百餘人。太白入月。設百座法會」[規模の大きい地震の発生記事。太白(金星)と月との運行関係性の中で京都地震が捉えられていたものか。「設百座法會」は、天と地の災異を鎮める目的で執行されたものか]

(39) 第十、元聖王敬信3年(787):「春二月。京都地震。親祀神宮。大赦。夏五月。太白晝見。

秋七月。蝗害穀。八月辛巳朔。日有食之」[「親祀神宮」と「大赦」の実行とは、「京都地震」発生を受けての措置か。親祀神宮は地祇を祀ったものか。太白(金星)の日中の出現は、「蝗害穀」の凶兆としての位置付けか。地の災害としての「京都地震」、「蝗害穀」と、天文の災異としての「太白晝見」、「日有食之」とを対応、調和させた記事か]

(40) 第十、元聖王敬信10年:「春二月。地震。太子義英卒。諡曰憲平。(中略)秋七月。始創奉恩寺。漢山州進白鳥」[「地震」の発生は「太子義英卒」の凶兆として位置付けられたものか。「白鳥」の出現は吉祥であろう。用途は観賞用か、若しくは、食用か]

(41) 第十、哀莊王清明3年(802):「春正月。王親祀神宮。(中略)秋七月。地震。八月。創加耶山海印寺。敵良州進赤烏(せきう)」[この場合の「赤烏」とは実際の鳥類であろうが、それは又、中国の伝承の中では、太陽の中に3本の脚を持った鳥が住むとされたことより、太陽を指し示す用法としてもある。色彩は赤であるが、それが吉祥色として認識されていたことが窺われる。「海印寺」創建との関連性の中で理解されるであろう。「海印寺」はこの年、順応と利貞に依って創建された曹溪宗の寺院]

(42) 第十、哀莊王清明4年:「夏四月。王幸南郊觀麥。秋七月。與日本國交聘結好。冬十月。地震」[当該「地震」は、「與日本國交聘結好」の結果として齎された災異として認識されたものか]

(43) 第十、哀莊王清明6年11月:「地震」[翌7年3月条に「日本國使至。引見朝元殿」記事が記されており、当該地震発生は事実であった可能性もあるが、それが「日本國使至」の予兆として描写されていた可能性に就いても考慮される]

(44) 第十、興徳王秀宗6年(831)正月:「地震」[同3年12月条には、「入唐廻使大廉持茶種子來。王使植地理山。茶自善徳王時有之。至於此盛焉」とあり、入唐廻使大廉が中国より持ち帰った茶種子を王使が地理山へ植栽したとする記事がある。茶自体は善徳王の頃より新羅国内で栽培さ

れていたが、興徳王秀宗の時代に入ると盛んに生産される様になったとする。次いで、同5年4月条では「王不豫」記事が出現し、6年正月の地震発生を見るのである。同年7月では「入唐進奉使能儒等一行人、廻次溺海」とし、更に、同7年には「春夏。早。赤地（不毛の土地）。王避正殿」となる一連の時系列が認められる。植生として、元々、韓半島には存在していなかった茶の木を植えたことに対する地祇の怒りが、それを植えさせた王の「不豫」として警告され、「地震」、「早、赤地」という大地の変化として出現し、茶を当地に齎した入唐使に対しては「溺海」の制裁という形で表されたと見る事も出来る)

(45)第十一、景文王膺廉10年(870):「夏四月。京都地震。五月。王妃卒。秋七月。大水。冬。無雪。國人多疫」(京都地震、大水、無雪、多疫と言った災害記事には、「王妃(金氏寧花夫人)卒」記事を際立たせる意図も存在したか)

(46)第十一、景文王膺廉12年:「春二月。親祀神宮。夏四月。京都地震。秋八月。國內州郡蝗害穀」(全国的な蝗害の発生記事。次年春に発生した「民饑且疫」の原因となったか)

(47)第十一、景文王膺廉15年:「春二月。京都及國東地震。星孛于東。二十日乃滅。夏五月。龍見王宮井。須臾雲霧四合飛去。秋七月八日。王薨」(「京都及國東地震」、「星孛于東」、「龍見王宮井」記事は、「王薨」の凶兆として掲載されたものか。地、星、水の取り合わせに依る警告か。「東」の方向性は、倭国方面よりの災異を示唆したものか。「龍」も二十八宿に於ける東方七宿に対応する(東方青龍)為、それが「王宮井」に出現した背景には、景文王膺廉へ対する警告、王の交代という事象を示そうとしていた可能性が有る)

(48)第十二、神徳王景暉5年(916)10月:「地震。聲如雷」(前年6月条には「槩浦水與東海水相擊。浪高二十丈許。三日而止」とする記事があり、日本海の海底を震源とした地震に依る津波が発生していた可能性が有る。但し、日本側で作成された諸記録類には、915~916年にか

での地震発生記事は見られない。地震発生に伴う音声を発雷に見立てるという音声認識は、日本とも共通するものである。翌年7月の「王薨」の凶兆として位置付けられた記事か)<sup>(5)</sup>

(49)第十二、敬順王傳2年(928)6月:「地震」[同8月条に記される「甄萱(けんけん)命將軍官听築城於陽山」行為に対する、地祇の怒りより発した大地の震動表現か。「築城於陽山」の凶兆として位置付けられた地震か]

(50)第十二、敬順王傳6年正月:「地震」

### 3. 気象災害

ここでは、「新羅本紀」に見られる気象災害関連記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、南解次次雄8年(11):「春夏旱」(旱害発生の初見記事)

(2) 第一、南解次次雄15年:「京城旱。秋七月。蝗。民饑。發倉廩救之」(飢饉発生に際した人民救済の初見記事。「旱」→「蝗」→「饑」→「發倉廩」→「救」、に見られる自然災害発生と、対処の時系列が成立。同13年7月戊子晦条に記された「日有食之」記事は、凶兆として描かれたものか)

(3) 第一、脱解尼師今19年(75):「大旱。民饑。發倉賑給」(「饑」の発生に際した、王権に依る「賑給」措置の初見記事。倉は金城に設置されたものか。同14年条の「百濟來侵」、同17年条「倭人侵木出島」、そして、同18年8月条にある「百濟寇邊」への対処が「民饑」の遠因となったものか。同18年条には、続けて「遣兵拒之」と記されるが、その原因は人民徴用に依る農作業への悪影響か)

(4) 第一、脱解尼師今24年:「夏四月。京都大風。金城東門自壞。秋八月。王薨」(「京都大風。金城

東門自壞」と「王薨」との関連性を示唆した記事か。前年2月条には「**彗星見東方。又見北方。二十日乃滅**」とする記事があり、**金城の東方、北方での彗星出現**を記す。つまり、都の鬼門方向での彗星出現となり、「**金城東門自壞**」記事とも合わせ、「**王薨**」の凶兆として位置付けられたものであろう)

(5) 第一、**婆娑尼師今17年(96)7月**：「**暴風自南。拔金城南大樹。九月。加耶人襲南鄙。遣加城主長世拒之。爲賊所殺。王怒。率勇士五千。出戰敗之。虜獲甚多**」(南の方角性が凶事としての**暴風災害**と関連付けられた記事。「**暴風自南。拔金城南大樹**」は「**加耶人襲南鄙**」と、「**暴風**」は「**王怒**」に対応した記事であろう)

(6) 第一、**婆娑尼師今19年4月**：「**京都旱**」

(7) 第一、**婆娑尼師今21年**：「**秋七月。雨雹。飛鳥死。冬十月。京都地震。倒民屋。有死者**」〔「**飛鳥死**」(天の死者)と「**有死者**」(地の死者)との対比を行なったものか〕

(8) 第一、**婆娑尼師今23年10月**：「**桃李華**」(暖冬現象か)

(9) 第一、**婆娑尼師今26年2月**：「**京都雪三尺**」(大雪の記事)

(10) 第一、**婆娑尼師今29年5月**：「**大水。民饑。發使十道。開倉賑給**」(「**大水**」⇒「**饑**」⇒「**發使(十道)**」⇒「**開倉**」⇒「**賑給**」の時系列。「**發使(十道)**」⇒「**開倉**」より、穀物貯蔵庫は「**道**」毎に設定されていたものか)

(11) 第一、**婆娑尼師今32年**：「**自五月至秋七月。不雨**」(「**不雨**」は早に至る前段階の認識か)

(12) 第一、**祇摩尼師今3年(114)**：「**春三月。雨雹。麥苗傷。夏四月。大水。慮囚、除死罪餘悉原之**」〔**自然災害**を契機とした**赦免措置**の初見記事。災害発生を理由として**恩赦**を実行する基本的な原理は、そうした**災害(懲罰)**を人民へ及ぼすことの出来得る能力を有した存在は、唯一、**神**のみであり、罪を犯した、即ち、**穢れた状態**に在る人間を、**浄め祓える能力**を持った存在も又、**神**であるという思想に立脚したものであったのであろう。**王**は**神の末裔**であり、**罪人の罪**を軽減するこ

との出来る権限は、地上に於いて、**神の代理**を務めている**王**のみに存するという思考に依るものと推測される。**恩赦**実施の趣旨とは、現実的には**災害発生**の**機会**を利用して、**王の権限**を**遍く浸透**させることであったものと見られる。ただ、概して災害発生時には**盗賊**の横行等、**治安の悪化**が見られることより、人民側に於いて、**罪人**に対する**恩赦**が歓迎されていたのか、否かに関してはかなり懐疑的である。**麦**の栽培が確認される初見記事〕

(13) 第一、**祇摩尼師今11年**：「**夏四月。大風東來。折木飛瓦。至夕而止。都人訛言。倭兵大來。爭遁山谷。王命伊弉諾等諭止之。秋七月。飛蝗害穀。年饑多盜**」(「**倭兵大來**」と「**大風東來**」、「**飛蝗害穀**」とが関連付けられた記事か。「**訛言**」表現法は、情報の内容が曲解され、変質していたことを示す。結果として、「**倭兵大來**」は事実とは異なっていた。**金城**、広く**新羅国**の人々にとっては、「**東**」の方向性に特別な意味を感じ取っていたことを指し示す記事であろう。「**大風東來**」の方角性のみが着目されたことに依り、そうした**噂**や**デマゴギー**として拡散し、「**爭遁山谷**」と言った**パニック**が発生することに繋がって行ったものと考えられる。ただ、**祇摩尼師今**等の**王権首脳部**は**正確な情報**を持っていたらしく、「**倭兵大來**」情報の打ち消しを命じたのであろう。当該期に於ける**情報把握**は、**社会階層上部**へ行くに従って、より**正確なもの**となる、という特徴を有する。それは、**上部層**の人々の**情報源**が「**噂**」ではなく、**注進形式**に依る**直接的な伝達方法**に立脚したものであったからである。これは、**日本社会**の事例とも共通する特質である。)

(14) 第一、**祇摩尼師今20年5月**：「**大雨。漂没民戸**」(翌21年2月条の「**宮南門災**」、同23年条「**春夏旱**」と、それに続く同8月の「**王薨**」へ至る**災異の時系列**として考慮するべきか)

(15) 第一、**祇摩尼師今23年**：「**春夏旱。秋八月。王薨**」(「**春夏旱**」と「**王薨**」とが関連付けられた記事か)

(16) 第一、**逸聖尼師今6年(139)**：「**秋七月。隕霜殺菽。八月。靺鞨襲長嶺。虜掠民口。冬十月。**



又來。雷甚。乃退」〔「菽」(大豆、小豆等の豆類)栽培が確認される初見記事。「隕霜殺菽」は「鞞鞞襲長嶺」の凶兆として位置付けられたものか。鞞鞞の襲来とその退却の口実を落雷に求めたものか。日本に於けるモンゴル襲来時の大風故事に影響を与えたものか]

(17) 第一、逸聖尼師今10年11月:「雷」

(18) 第一、逸聖尼師今12年:「春夏旱。南地最甚。民飢。移其粟賑給之」(国の南部地域に於ける著しい旱害に際して粟を賑給した記事。「移其粟」は金城より粟を移送したものか)

(19) 第一、逸聖尼師今16年11月:「雷。京都大疫」〔「雷」を疫病を呼び込む凶兆であると位置付けたものか。若しくは、天の怒りが発雷として表現され、「大疫」を人々に齎したとする認識か。この直前に記される同年8月条では、「有星孛于天市(垣)」記事を書せる。彗星が三垣(さんえん)の下垣である天市垣(てんしえん。ヘルクレス座、へび座、へびつかい座、うしかい座、かんむり座付近にある19星座 87星を指す)へ侵入したとする記事である。天市垣は市場を意味しているとされ、「京都大疫」は金城に於ける市場が疫病の起源場所であることを示唆している可能性が有る]

(20) 第一、逸聖尼師今17年:「自夏四月不雨。至秋七月。乃雨」(少雨記事)

(21) 第一、逸聖尼師今18年3月:「雨雹」(同21年2月条に記される「王薨」へ至る最初の凶兆としての位置付けか。同20年10月条にも「宮門災。彗星見東方。又見東北方」とした凶兆記事がある。彗星出現の「東」は倭国方向、「東北」は鬼門に当たる事より、この出現がかなり深刻に受け止められていた可能性が有ろう)

(22) 第二、阿達羅尼師今7年(160)4月:「暴雨。関川水溢。漂流人家。金城北門自毀」(同5年3月条では「倭人來聘」記事があり、その帰結としての災異として位置付けられたものか)

(23) 第二、阿達羅尼師今8年7月:「蝗害穀。海魚多出死」(蝗と海魚という陸、海の生物に関わ

る災異として調和させた記事か。「海魚多出死」は海水中の溶存酸素の欠乏、赤潮や青潮に依るものか)

(24) 第二、阿達羅尼師今21年:「春正月。雨土。二月。旱。井泉渴」〔雨土(黄砂交じりの降雨)の初見記事。当該記事の前後には、同20年5月条「倭女王卑彌乎遣使來聘」、同31年3月条「王薨」記事がある。「雨土」は「旱。井泉渴」の凶兆として認識された自然現象か。「倭女王卑彌乎遣使來聘」記事も雨土や旱の予兆とされたものか]

(25) 第二、伐休(發暉)尼師今年元(184):「王占風雲。預知水旱及年之豊儉。又知人邪正。人謂之聖」(王自らが自然現象や、農業に関わる「水旱」、年の豊凶を呪術等の手法を使用して占い、預知したものか。「聖」とは、それに由来したその呼称か)

(26) 第二、伐休(發暉)尼師今4年10月:「北地大雪。深一丈」(大雪の記事)

(27) 第二、伐休(發暉)尼師今9年:「四月。京都雪。深三尺。夏五月。大水。山崩十餘所」(季節外れの大雪記事。翌月には大水被害が発生する記事。農繁期に降水量の多い状態が続いたものか)

(28) 第二、伐休(發暉)尼師今13年:「三月。旱。夏四月。震宮南大樹。又震金城東門。王薨」(旱や「震」表現法は、「王薨」の凶兆としての位置付けか)

(29) 第二、伐休(發暉)尼師今13年・奈解尼師今元年(196)正月~4月:「不雨。及王即位之日大雨。百姓歡慶」(実際には降雨は無かった可能性も考慮される。「不雨」と「大雨」の対比表現は、「王即位」を演出する意図からか)

(30) 第二、奈解尼師今3年5月:「始祖廟前臥柳自起。國西大水。免遭水州縣一年租調。秋七月。遣使撫問」(災害発生に依る免租の初見記事。「始祖廟前臥柳自起」記事は、「國西大水」を予見したものか)

(31) 第二、奈解尼師今15年春夏:「旱。發使錄郡邑獄囚。除二死餘悉原之」(「除二死餘悉原之」措置は、旱害の発生を受けて実施されたものか)

(32) 第二、奈解尼師今17年5月:「大雨。漂毀

民屋」

(33) 第二、奈解尼師今19年：「春三月。大風折木。秋七月。百濟來攻國西腰車城。殺城主薛夫。(中略)冬十二月。雷」(「大風折木」現象は、「百濟來攻國西腰車城。殺城主薛夫」の凶兆として描かれたものか。「大風」=「百濟」であろう)

(34) 第二、奈解尼師今31年：「春不雨。至秋七月乃雨。民飢。發倉廩賑給。冬十月。錄内外獄囚。原(ゆるす)輕罪」(輕微な罪を許したのは、この年の天候不順と、それに続く飢饉に対応する為の措置か。不雨→飢→賑給→赦免、の時系列が認められる。翌年条に記された、奈解尼師今に依る「春二月。巡狩西南郡邑。三月還」行為は、飢饉状況の視察目的か)

(35) 第二、助賁尼師今4年(233)：「夏四月。大風飛屋瓦。五月。倭兵寇東邊」(「大風飛屋瓦」記事は単なる強風記事としてではなく、「倭兵寇東邊」、及び、同3年4月条に記される「倭人猝至圍金城。王親出戰」との関連性の中で考慮をするべきであろう。「大風」表現法は、こうした倭兵の侵攻、然も都である金城までが倭兵に取り囲まれて、助賁尼師今自らが先陣に立たざるを得なかった非常な危機を、「飛屋瓦」と表現したものであると推測される)

(36) 第二、沾解尼師今7年(253)：「夏四月。龍見宮東池。金城南臥柳自起。自五月至七月不雨。禱祀祖廟及名山。乃雨。年饑多盜賊」(「龍の出現と雨(水)」との関連性を窺わせる記事。祈雨記事の初見記事。「臥柳自起」記事は、奈解尼師今3年5月条にも「始祖廟前臥柳自起。國西大水」として出現しており、それは凶兆としての運用法であった。当年の天候不順、飢饉、治安悪化だけではなく、同9年9月条に記される「百濟來侵」をも視野に入れて考慮するべきであろう)<sup>(6)</sup>

(37) 第二、沾解尼師今13年7月：「旱、蝗。年荒多盜」(旱→蝗→多盜、の時系列)<sup>(7)</sup>

(38) 第二、沾解尼師今14年：「夏。大雨。山崩四十餘所。秋七月。星孛于東方。二十五日而滅」(「星孛于東方」記事は、沾解尼師今15年12月

28日条に記される「王暴疾薨」の凶兆として描かれたものか。又、沾解尼師今10年条にある「國東海出大魚三。長三丈。高丈有二尺」とした、東方向での異変と連携させた記事か)

(39) 第二、味鄒尼師今7年(268)：「春夏不雨。會羣臣於南堂。親問政刑得失。又遣使五人。巡問百姓苦患」(国内統治に対する地方に対する味鄒尼師今に依る群臣への諮問記事。又、地方に対する実情巡問の記事。これらの施策は「春夏不雨」=王の不徳、の感覚を反映したものか)

(40) 第二、味鄒尼師今11年：「春二月。下令。凡有害農事者。一切除之。秋七月。霜雹害穀。冬十月。百濟侵邊」(農業第一主義の記事。味鄒尼師今7年条に見られる「巡問百姓苦患」記事を受けての措置であった可能性もある。「霜雹害穀」は「百濟侵邊」の凶兆としての位置付けか)

(41) 第二、味鄒尼師今17年：「夏四月。暴風拔木。冬十月。百濟兵來圍槐谷城」(「暴風」は「百濟兵來」を暗示したものか)

(42) 第二、味鄒尼師今19年4月：「旱。錄囚」(「錄囚」は旱害に対応した措置か)

(43) 第二、儒禮尼師今3年(286)：「春正月。百濟遣使請和。三月。旱」(百濟国との講和を否定する形での旱害発生か)

(44) 第二、儒禮尼師今7年5月：「大水。月城頽毀」(儒禮尼師今4年4月条の「倭人襲一禮部。縱火燒之。虜人一千而去」、同6年5月条に記される「聞倭兵至。理舟楫、繕甲兵」記事を受けた「大水」災害の設定である。倭兵が船舶で来襲したことを反映させたものか)

(45) 第二、儒禮尼師今9年：「夏六月。倭兵攻陷沙道城。命一吉滄大谷領兵救、完之。秋七月。旱蝗」(倭兵侵攻への対応の結果として、農民の徴発等に依り、農繁期に農業への人手を割くことが出来ずに、旱害、蝗害が発生していた可能性もある)

(46) 第二、儒禮尼師今15年：「春二月。京都大霧不辨人。五日而霽。冬十二月。王薨」(「京都大霧」と「王薨」とに因果関係を持たせた記事か。金城は盆地地形の為に、当時としても、春先に霧

がかかること自体は珍しくは無いものと考えられるが、この度の「大霧」は王の喪を想起させ得るものである。儒禮尼師今9年～11年にかけては、「夏六月。倭兵攻陷沙道城」(同9年)、「夏。倭兵來攻長峯城。不克」(同11年)、「倭人屢犯我城邑。百姓不得安居」(同12年)の様に、毎年、倭国よりの侵攻があり、新羅王権は苦境に立たされていた。そうした国難出来に際し、同14年正月条に於いては「伊西古國來攻金城。我大舉兵防禦。不能攘。忽有異兵來。其數不可勝紀。人皆珥竹葉。與我軍同擊賊破之。後不知其所歸。人或見竹葉數萬、積於竹長陵(味鄒尼師今陵)。由是國人謂、先王以陰兵助戰也」と記し、「伊西古國」(慶尚北道)よりの攻撃に対しては、前王である味鄒尼師今に依る「陰兵」、即ち、竹葉軍よりの支援を得てこれを撃破したとする。「京都大霧」と「陰兵」との間には、国を守ろうとする、目に見えない聖なる力学の存在をイメージさせる。又、そうした新羅国を巡る混沌とした状況を「京都大霧」表現で示そうとしたものか]

(47) 第二、基臨尼師今5年(302):「春夏。旱」

(48) 第二、訖解尼師今4年(313)7月:「旱蝗。民飢。發使救恤之」(旱→蝗→飢→救恤、の時系列)

(49) 第二、訖解尼師今5年2月:「重修宮闕。不雨乃止」

(50) 第二、訖解尼師今8年:「春夏。旱。王親錄囚。多原之」〔旱害発生と囚人に対する「原」(赦免)措置との因果関係を示す記事〕

(51) 第二、訖解尼師今9年2月:「下令。向以旱災。年不順成。令則土膏脉起。農事方始。凡所勞民之事皆停之」〔「旱災」発生に際しては、「土膏(沃土)脉」を起こすことが肝要であったとした、訖解尼師今に依る農業観である。次いで、「所勞民之事」=人民を徵發する様な事業(戦乱、土木工事等)、を停止するとした下令である。農業政策を最も重要な位置付けとした結果であろう。訖解尼師今21年条に記される「始開碧骨池。岸長一千八百步」記事は、こうした「旱災」と「所勞民之事」の低減とを目指した政策か]

(52) 第二、訖解尼師今28年:「二月。遣使聘百濟。三月。雨雹。夏四月。隕霜」〔「雨雹」、「隕霜」と言った気象災害は、「遣使聘百濟」(地の側の行為)に対する天の怒り、警告として齎されたとする認識か〕

(53) 第二、訖解尼師今35年:「春二月。倭國遣使請婚。辭以女既出嫁。夏四月。暴風拔宮南大樹」〔「暴風」は、「南」=「倭國」より齎された災異として描かれたものか。「既出嫁」は、訖解尼師今3年3月条にある「倭國王遣使爲子求婚。以阿漚急利女送之」を指すか〕

(54) 第二、訖解尼師今39年:「宮井水暴溢」(訖解尼師今41年4月条に記された「大雨浹旬。平地水三四尺。漂沒官私屋舍。山崩十三所」の予兆として存在した記事か。同36年2月条の「倭王移書絶交」、同37年条の「倭兵猝至風島。抄掠邊戶。又進圍金城急攻」、そして、同47年4月条の「王薨」記事へと至る、訖解尼師今に依る治世末期の凶なる流れの中での理解が必要とされる)

(55) 第三、奈勿尼師今11年(366):「春三月。百濟人來聘。夏四月。大水。山崩十三所」(「百濟人來聘」を凶兆とした形での「大水」、「山崩」災害か)

(56) 第三、奈勿尼師今17年:「春夏大旱。年荒。民飢多流亡。發使開倉廩賑之」〔旱→年荒(不作)→飢饉→流亡→發使開倉廩賑、の時系列記事。倉廩は地方にも設置か。その「開倉」手続きには、金城よりの「發使」が必要とされた〕

(57) 第三、奈勿尼師今18年5月:「京都雨魚」(雨魚は増水した河川より打ち上げられた魚類か。若しくは、竜巻等の自然現象、鳥類に依る上空よりの投下等の原因に基づく「ファフロツキーズ」、「怪雨(かいう)」か。当該記事は、あり得ないことの象徴として描写された可能性が有る。それは、同年条に記された「百濟禿山城主率人三百來投。王納之」記事を指すか)<sup>(8)</sup>

(58) 第三、奈勿尼師今26年:「春夏旱。年荒民飢」

(59) 第三、奈勿尼師今42年7月:「北邊何瑟羅(江原道)旱蝗。年荒民飢。曲赦囚徒。復一年租調」

(旱→蝗→年荒→飢饉→赦免→免租、の時系列)

(60) 第三、奈勿尼師今46年:「春夏旱」(翌年2月条に記される「王薨」記事の凶兆としての位置付けか)

(61) 第三、訥祗麻立干4年(420):「春夏大旱。秋七月。隕霜殺穀。民飢有賣子孫者。慮囚原罪」(飢饉発生に伴う人身売買の初見記事。訥祗麻立干7年4月条に見える「養老於南堂。王親執食。賜穀帛有差」記事は、こうした人民の疲弊に対応した措置か)

(62) 第三、訥祗麻立干15年:「夏四月。倭兵來侵東邊。圍明活城。無功而退。秋七月。霜雹殺穀」(「倭兵來侵東邊」を「霜雹殺穀」の凶兆と位置付けたものか)

(63) 第三、訥祗麻立干19年正月:「大風拔木」

(64) 第三、訥祗麻立干20年4月:「雨雹。慮囚」(「慮囚」行為は、当年の「雨雹」だけではなく、前年正月の「大風」、及び、同4月の「祀始祖廟」を受けて実施された措置か)

(65) 第三、訥祗麻立干22年4月:「牛頭郡山水暴至。漂流五十餘家。京都大風雨雹。教民牛車之法」(発達した低気圧、前線通過に伴う大雨、洪水、大風、雹被害か。「牛車之法」は農業耕作に関わる技術か、若しくは、水災害を避ける為の手法か)

(66) 第三、訥祗麻立干37年:「春夏旱。秋七月。羣狼入始林」(旱害の発生は「羣狼入始林」の凶兆か。「始林」は脱解尼師今9年3月条に「金城西、始林樹間」とあり、金城の西方に所在か。それは後に「鷄林」と改名され、「國號」ともされる)

(67) 第三、訥祗麻立干38年:「秋七月。霜雹害穀。八月。高句麗侵北邊」(「霜雹害穀」は、「高句麗侵北邊」の凶兆として位置付けられた記事か。「霜雹」は韓半島北方の強国であった「高句麗」の存在を示唆し、「穀」はそれに依って「害」された新羅国自身の置き換えであったのであろうか)

(68) 第三、訥祗麻立干41年:「春二月。大風拔木。夏四月。隕霜傷麥」(「大風」は高句麗の南進を示唆している可能性が有る。新羅国、百济国は、それに依って「拔」かれる「木」なのであろうか。

訥祗麻立干39年10月条には「高句麗侵百濟。王遣兵救之」とする記事があり、「隕霜」は高句麗の南進を、「麥」はそれに依って「傷」付けられた新羅国や百济国を指している可能性が有る)

(69) 第三、慈悲麻立干8年(465):「夏四月。大水。山崩一十七所。五月。沙伐郡蝗」(「大水」と蝗害の発生には因果関係があるか)

(70) 第三、慈悲麻立干12年:「夏四月。國西大水。漂毀民戸。秋七月。王巡撫經水州郡」(「王巡撫經水州郡」は、王権自身に依る水害の被災状況視察か)

(71) 第三、炤知(毗處)麻立干2年(480):「夏五月。京都旱。冬十月。民飢。出倉穀賑給之。十一月。靺鞨侵北邊」(「京都旱」は「靺鞨侵北邊」の凶兆としても位置付けられたものか)

(72) 第三、炤知(毗處)麻立干4年:「春二月。大風拔木。金城南門火。夏四月。久雨。命内外有司慮囚。五月。倭人侵邊」(「金城南門火」は「倭人侵邊」の凶兆として位置付けられた記事か。金城の南は倭国であり、「火」は侵攻を表現したもののか。炤知(毗處)麻立干3年3月条には「高句麗與靺鞨入北邊」記事があり、これが翌年の「大風拔木」記事に反映されたものか)

(73) 第三、炤知(毗處)麻立干5年:「夏四月。大水。秋七月。大水。冬十月。幸一善界。存問遭災百姓。賜穀有差。十一月。雷。京都大疫」(大水災害に依り被災した民衆へ対して安否確認を行ない、見舞いとして「賜穀有差」した記事。この水災害が大規模であったことが推測される。この水災害は衛生状態、栄養状態の悪化を招き、「京都大疫」の原因となったものか)

(74) 第三、炤知(毗處)麻立干14年:「春夏旱。王責己減常膳」(炤知麻立干が旱害の発生を自己の責任に帰すものであると感じて、常膳を減じた記事。中国的な儒教的災異思想である「咎徵」の反映が見られる記事。「春夏旱」が長期間に渡り、尚且つ、国全体に及んでいた可能性もある)

(75) 第三、炤知(毗處)麻立干16年:「夏四月。大水。秋七月。將軍實竹等與高句麗戰薩水之原。

不克」(「大水」は「將軍實竹等與高句麗戰薩水之原。不克」の凶兆として位置付けられたものか)  
 (76) 第三、炤知(毗處)麻立干19年:「夏四月。倭人犯邊。秋七月。旱蝗」(「倭人犯邊」事件を、倭人が飢えた蝗の様に大挙して来襲し、地上に在る全てのものを食べ尽す様子に準えたものか)  
 (77) 第三、炤知(毗處)麻立干22年:「春三月。倭人攻陷長峯鎮。夏四月。暴風拔木。龍見金城井。京都黃霧四塞」〔龍体が首都であった金城(慶州)の井に出現したとした記事。黄霧は黄砂交じりの霧か。「暴風拔木」記事は「倭人攻陷長峯鎮」を反映した自然現象として描かれたものか。「倭人攻陷」=「暴風拔木」と理解することが出来る。「龍見金城井」、「京都黃霧四塞」記事は、同年11月条に記される「王薨」事態との関連性、その予兆として記載されたものであろう〕  
 (78) 第四、智證麻立干7年(506):「春夏旱。民饑。發倉賑救」(早→饑→發倉→賑救、の時系列。賑救措置に至った基準は、旱害が春季～夏季と長期間に渡った為か)  
 (79) 第四、眞興王多麥宗2年(541):「春三月。雪一尺。(中略)百濟遣使請和。許之」(「雪一尺」は必ずしも大雪記事であるとは判断されないが、これが「百濟遣使請和」の吉兆として記された可能性が有る。その意味に於いては、白色は吉祥の色として認識されていた可能性が有ろう)  
 (80) 第四、眞興王多麥宗36年:「春夏旱。皇龍寺丈六像出淚至踵(きびす、かかと)」(旱害の発生を受けて皇龍寺の丈六像が涙を踵まで流したとする記事。仏教の慈悲思想を利用した形に於いて王権支配の正当性を主張する目的か。皇龍寺丈六像は、眞興王多麥宗35年3月条に「鑄成皇龍寺丈六像。銅重三萬五千七斤。鍍金重一萬一百九十八分」とあり、前年に造立されたばかりであった。日本に於いて、東大寺盧舎那仏を使用した形で鎮護国家、災異の制圧を目指した事象を意識した記事か)  
 (81) 第四、眞平王白淨7年(585)3月:「早。王避正殿減常膳。御南堂親錄囚」(眞平王白淨が

正殿を避け、「減常膳」、「御南堂親錄囚」したのは、旱害発生に依る人民への配慮からか。これも儒教的災異思想である「咎徴」の反映か。「録囚」は旱害に対応した措置か)  
 (82) 第四、眞平王白淨8年5月:「雷震。星殞如雨」(天空の出来事である「雷震」と「星殞」とに因果関係を認めた記事か)  
 (83) 第四、眞平王白淨11年7月:「國西大水。漂没人戸三萬三百六十。死者二百餘人。王發使賑恤之」〔国の西部地域(洛東江流域か)に於ける大規模水害の発生と、被災地に於ける賑恤の実施記事。賑恤の実施には、「王發使」が前提条件か。地方独自の判断では、賑恤が実施できなかった可能性もある〕  
 (84) 第四、眞平王白淨35年:「春。旱。夏四月。降霜」(遅霜の記事)  
 (85) 第四、眞平王白淨49年:「春三月。大風雨土。過五日。夏六月。遣使大唐朝貢。秋七月。百濟將軍沙乞拔西鄙二城。虜男女三百餘口。八月。隕霜殺穀。冬十一月。遣使大唐朝貢」〔当該期、李淵に依り建国されたばかりの唐(眞平王白淨40年、618年)との関係構築に熱心な新羅国にとって、中国大陸起源の「雨土」表現は、唐との紐帯を強調するものか。「三国史記 新羅本紀」では、新羅国に依る唐への接触の初見記事は、眞平王白淨43年7月条に見える「王遣使大唐。朝貢方物。高祖親勞問之」であり、同45年10月にも「遣使大唐朝貢」している。これに対し唐側は翌年3月条に於いて、「唐高祖降使冊王爲柱國樂浪郡公新羅王」とし、眞平王白淨を新羅王に冊封している。同47年11月には、新羅国が「遣使大唐朝貢」しているものの、「高句麗塞路、使不得朝、且數侵入」として、高句麗の妨害に依り入朝できなかった。同48年7月には「遣使大唐朝貢」した結果、「唐高祖遣朱子奢來。詔諭與高句麗連和」として、高句麗との講和を促されていた。こうした伏線があって迎えた同49年であったが、同年中に2回の「遣使大唐朝貢」が行なわれていた背景には、北方の高句麗のみならず、西方の百濟国

に依る侵攻もあり、新羅国を巡る情勢をして「大風」と表現し、又、冷たく、北方地域をイメージさせる「隕霜殺穀」表現法をも採用していた可能性がある]

(86) 第四、眞平王白淨50年：「夏大旱。移市畫龍祈雨。秋冬民飢。賣子女」(夏の大旱害発生に際しては、市を移設し龍を描き降雨を祈願した。市を移設する行為と龍との関係性は判然としない。地相の吉凶に依るものか。前年8月の霜害以降、当夏の旱害もあって穀物収穫量は減少し、その結果、飢饉が発生し、人身売買が横行したとする記事である)

(87) 第五、善徳王徳曼元年(632)：「夏五月。旱。至六月乃雨。冬十月。遣使撫問國內鰥寡孤獨不能自存者。賑恤之。十二月。遣使入唐朝貢」(王の代替わりに依る、「鰥寡孤獨不能自存者」に対する撫問と賑恤実施の記事。「旱」や「乃雨」の自然現象とは無関係か。ここで、敢えて「国内」と記したのは、「入唐朝貢」記事との調和を図る意図からか)

(88) 第五、善徳王徳曼3年：「春正月。改元仁平。芬皇寺成。三月。雹、大如栗」(小石大の大きさの雹の降下記事。「改元仁平」と「芬皇寺」竣工とを吉祥とした位置付けか)

(89) 第五、善徳王徳曼7年9月：「春三月。七重城南大石自移三十五步。秋九月。雨黃花。冬十月。高句麗侵北邊七重城。百姓驚擾入山谷。王命大將軍闕川 安集之。十一月。闕川與高句麗兵戰於七重城外克之。殺虜甚衆」(「雨黃花」は雨に打たれる菊花か。「七重城南大石自移三十五步」記事は「高句麗侵北邊七重城」を予兆する出来事として記述されたものか。「大石自移三十五步」は崖崩れ、土砂崩れに伴う現象か)

(90) 第五、眞徳王勝曼6年(652)3月：「京都大雪。王宮南門無故自毀」(「京都大雪」記事は何らかの事象の吉兆である可能性もある。「王宮南門無故自毀」記事は、眞徳王勝曼8年3月の「王薨」の凶兆として位置付けられたものであろう。ただ、「自毀」表現よりは、同8年3月条に続く

て記された「國人謂始祖赫居世至眞徳二十八王。謂之聖骨。自武烈至末王。謂之眞骨」記事に着目し、眞徳王勝曼の薨去を以って、骨品制(こっぴんせい)の身分制度上、大きな区切りが訪れた、とすることも出来得る]

(91) 第五、太宗武烈王春秋4年(657)7月：「一善郡大水。溺死者三百餘人。東吐含山地燃。三年而滅。興輪寺門自壞。□□□北巖崩碎爲米。食之如陳倉米」[一善郡は慶尚北道亀尾市付近か。「東吐含山地燃」現象は小規模な噴気、又は、黄土中に含有されるゼオライト(沸石)の反応に依るものか。この山の名称の起源ともされている如く、日本海側より西進して来る霧、雲を含んでは吐くという天候変化の激しさに由来した自然現象であった可能性もあるが、「興輪寺門自壞」とあることより、火山性地震発生を含んだ小規模な火山噴火活動であったことも考慮される。「□□□北巖崩碎爲米」はそうした震動に伴って発生していたものか]

(92) 第八、神文王政明3年(683)：「夏四月。平地雪一尺。(中略)冬十月。彗星出五車」[初夏の降雪記事。五車(ぎょしゃ座)付近に彗星が出現したとする記事]

(93) 第八、神文王政明7年：「春二月。元子生。是日陰沉昧暗。大雷電」(「元子生」と「是日陰沉昧暗。大雷電」との間には関連性があるとした記述を行なうか。「大雷電」は凶兆であるものと推測される)

(94) 第八、孝昭王理洪(恭)5年(696)4月：「國西旱」

(95) 第八、聖徳王興光2年(703)7月：「靈廟寺災。京都大水。溺死者衆。(中略)日本國使至。摠二百四人」(「靈廟寺災」、「京都大水」記事は、「日本國使至」の凶兆か)

(96) 第八、聖徳王興光4年：「三月。遣使入唐朝貢。夏五月。旱。秋八月。賜老人酒食。九月。下教禁殺生。遣使如唐獻方物。冬十月。國東州郡饑。人多流亡。發使賑恤」(「賜老人酒食」は旱害の発生とは無関係であろう。酒食の下賜対象を老人に

限定したのは、敬老思想、農繁期の終了と関係があるものか。「下教禁殺生」の対象は、人間以外の小動物か。「人多流亡」の主な流亡先は金城か(97) 第八、聖徳王興光5年：「春正月。(中略) 国内饑。發倉廩賑之。三月。衆星西流。夏四月。遣使入唐貢方物。秋八月。(中略) 遣使入唐貢方物。穀不登。冬十月。遣使入唐貢方物。十二月。大赦」(前年10月より続く饑が終息せず、「發倉廩賑之」したものであろう。賑給の対象地域は、金城を含んだ国の東部地域か。「衆星西流」は、この年の「穀不登」の凶兆として位置付けられた記事か。この年、3回に渡って実施された「遣使入唐貢方物」行為は、「衆星西流」とした西の方角への傾斜を示すものか。大赦は飢饉発生を受けて実施されたものか)

(98) 第八、聖徳王興光10年：「春三月。大雪。夏五月。禁屠殺。冬十月。巡狩國南州郡」(「禁屠殺」措置は、聖徳王興光4年9月条に記された「下教禁殺生」に対応するものか。「巡狩」は古代中国に於いて行なわれていた、国内統治に際した政治手法の1つであり、狩猟名目で実施された国情視察、示威行為、練兵目的での、王自身に依る国内移動である。当該期に於ける新羅王権の安定性を示唆しようとする記事か。「大雪」記事は、そうした状況に対する吉祥か)

(99) 第八、聖徳王興光13年：「夏。旱。人多疾疫。秋。歆良州山橡實化爲栗」(旱害の結果、疫病が流行したとする記事。栄養摂取量の不足が原因か。「山橡實化爲栗」記事は、吉兆として位置付けられたものか。橡の木の実は救荒食物として知られるものの、食用として加工する為には、水漬け、天日干し、皮剥き、煮る、灰汁抜き等の段階が必要であり、完成迄には2週間程度の時間が必要である。栗に比較して加工に手間がかかるので、それが甘くて美味な栗に変わったとするならば、それは吉祥であろう)

(100) 第八、聖徳王興光20年：「秋七月。徵何瑟羅道丁夫二千。築長城於北境。冬無雪」(2,000人の人民を徵發し、北境の備えとして「長

城」を建設したことが、暖冬記事に反映されたものか。7月に工事が開始されたのは、農閑期を待っていた為か。「無雪」、暖冬傾向は、翌年の春～夏に於ける水不足、旱害に繋がっていた可能性もあり、災異の中に位置付けられていたことも想定される。雪=白、は吉兆であり、それが無いことは、凶兆であることを示すものと推測される)

(101) 第八、聖徳王興光24年：「春正月。白虹見。三月。雪。夏四月。雹。(中略) 冬十月。地動」〔白虹、雪、雹といった白色の天の自然現象と、地動との対比記事か。白虹は暈(かさ、halo)であろう。太陽や月を中心として、同心円状に光環が出現する大気光学現象である。凶兆と見做されていた可能性がある〕

(102) 第九、孝成王承慶2年(738)4月：「唐使臣邢璣以老子道德經等文書獻于王。白虹貫日。所夫里郡(忠清南道公州市付近)河水變血」〔「河水變血」は孝成王承慶6年2月発生の東北地震の前兆現象か。中国思想の影響に依り、「白虹貫日」現象は凶兆、取り分け、兵革の予兆であると見做された可能性が有る。唐より派遣された使臣邢璣が孝成王承慶へ齎したという「老子道德經等文書」の存在は、そのことを暗示したものか〕

(103) 第九、景德王憲英4年(745)：「夏四月。京都雹。大如鷄子。五月。旱」(「京都雹。大如鷄子」は、翌月に発生する「旱」を警告した編纂意図か)

(104) 第九、景德王憲英8年：「春三月。暴風拔木。三月。置天文博士一員、漏刻博士六員」(天文現象の観測と、それに基づく吉凶禍福の判定を行なう専門職員の配置記事。天文現象と、地上に於ける政治との連関、連動を窺わせる。漏刻を使用した正確な時間の測定も、天体観測に資するものか。更に、「漏刻博士六員」の配置は、王権に依る時間支配を盤石なものとする意図からであろう。「暴風拔木」記事は、そうした人間に依る行為に対する警告として描写されたものか)

(105) 第九、景德王憲英13年：「夏四月。京都雹。大如鷄卵。五月。立聖徳王碑。牛頭州獻瑞芝(ずいし。漢方藥)。(中略) 八月。旱、蝗」(鷄卵大

の雹の京都への降下は、前年8月条に記される「日本國使至。慢而無禮。王不見之。乃廻」とした外交的災異に対応した自然現象として描かれたものか)

(106) 第九、景德王憲英17年7月23日：「王子生。大雷電。震佛寺十六所」(雷電や震動記事は概して凶兆として描かれることが多いものの、この「大雷電」、「震佛寺十六所」は王子生誕を吉祥事として演出した記事か)

(107) 第九、景德王憲英22年：「秋七月。京都大風。飛瓦拔樹。八月。桃李再花。上大等信忠、侍中金邕免。大奈麻李純爲王寵臣。忽一旦避世入山。累徵不就。剃髮爲僧。爲王創立斷俗寺居之。後聞王好樂。即詣宮門。諫奏曰。臣聞。昔者桀紂(けつちゆう)荒于酒色。淫樂不止。由是政事凌遲。國家敗滅。覆轍在前。後車宜戒。伏望大王改過自新。以永國壽。王聞之感歎。爲之停樂。便引之正室。聞說道妙。以及理世之方。數日乃止」(「京都大風」現象は台風の通過に伴うものか。「桃李再花」現象は冷夏や秋口の高温が原因か。「桃李再花」は、五頭品の大奈麻であった李純にかけたものか。「再花」とは、は景德王憲英の寵臣であった李純が出家し、一旦、宮廷を去ったものの、その再来、復活を期待した表現法か。大奈麻であった李純は、景德王憲英に依る政治手法や、「好樂」を、かつて中国の暴君であった、夏の桀王、殷の紂王の有り様に準え、このままの治世が続いた場合(「荒于酒色。淫樂不止」)には、新羅国は過去の中国に於ける事例に照らしても、「政事凌遲。國家敗滅」の状態に陥ると諫言し、それを聞いた景德王憲英は感歎し、李純に依る諫言を受け入れたのである。「京都大風。飛瓦拔樹」表現法とは、金城に於けるそうした景德王憲英治世の政治的路線の修正を自然現象に見立てて、示唆した可能性が有る)

(108) 第九、惠恭王乾運6年(770)：「春正月。王幸西原京。曲赦所經州縣繫囚。三月。雨土。夏四月。王至自西原。五月十一日。彗星出五車北。至六月十二日滅。二十九日。虎入執事省。捉殺之。

秋八月。大阿漚金融叛伏誅。冬十一月。京都地震」(「雨土」は黄砂交じりの雨である。日本では、凶兆であると見做されることがある。「彗星出五車北」記事と共に、真骨の大阿漚であった金融が謀叛を起こした事象の凶兆として位置付けられたものであろう。五車はぎよしゃ座である。「京都地震」記事は、金融が在地勢力の有力者であったことより、金城政界に与えた衝撃の大きさを示唆したものであった可能性が有ろう。「虎入執事省」記事も、そうした金融(アムールトラ・虎に準えたものか)に依る反乱を意識したものであるか)

(109) 第九、惠恭王乾運16年：「春正月。黃霧。二月。雨土。王幼少即位。及壯淫于聲色。巡遊不度。綱紀紊亂。災異屢見。人心反側。社稷机隍。伊漚志貞叛。聚衆圍犯宮闕。夏四月。上大等金良相與伊漚(金)敬信擧兵。誅(金)志貞等。王與后妃爲亂兵所害。良相等謚王爲惠恭王。元妃新寶王后。伊漚維誠之女。次妃伊漚金璋之女。史失入宮歲月」(「黃霧」は翌月条に「雨土」記事が記されることより、黄砂交じりの霧か。「雨土」と共に、凶兆として認識されたものと推測される。ここでは、8歳で即位した惠恭王乾運に依る統治の失敗を述べる。「巡遊不度」、「綱紀紊亂」、「人心反側」、「社稷机隍」、「伊漚志貞叛」と「災異屢見」とが結び付けられる。王の幼少、不徳に依る「災異屢見」であるとする。この場合の災異とは、自然災害と人的災害との双方を含む概念であろう。「黃霧」、「雨土」現象は、「王與后妃爲亂兵所害」の予兆として、中国大陸より齎された災異であったとする編纂意図であろうか)

(110) 第九、宣徳王良相4年(783)2月：「京都雪三尺」(金城での大雪の記事)

(111) 第十、元聖王敬信元年(785)：「及宣徳薨、無子。羣臣議後。欲立王之族子周元。周元宅於京北二十里。會大雨。閔川水漲。周元不得渡。或曰。即人君大位。固非人謀。今日暴雨。天其或者不欲立周元乎。(中略)三月。出前妃具足王后於外宮。賜租三萬四千石。涇江鎮進赤烏。改揔管爲都督」(宣徳王良相の後継者として、周元が相応しくはない



ということ、**「天」が「大雨」、「関川水漲」、「暴雨」という気象現象の形で以って示そうとしたとする記事。「赤烏」の進上が榮転に繋がった事例。赤色は吉兆色として見做されたものか**

(112) 第十、元聖王敬信2年:「夏四月。國東雨雹。桑麥皆傷。(中略)秋七月。旱。九月。王都民饑。出粟三萬三千二百四十石。以賑給之。冬十月。又出粟三萬三千石以給之」(金城を中心とした地域に於ける飢饉記事。粟を賑給するが、具体的な支給数量が記録された初見記事であろう。桑は養蚕用途、麥は冬作物であって、粟や稲の端境期に収穫可能な小麦か)

(113) 第十、元聖王敬信4年秋:「國西旱蝗。多盜賊。王發使安撫之」(旱蝗の害に依る略奪、盜賊行為の発生と、それを安撫しようとした王権。安撫使の被災地派遣決定は治安悪化を基準としたものか)

(114) 第十、元聖王敬信7年:「春正月。王太子卒。謚曰惠忠。伊滄悌恭叛伏誅。熊川州向省大舍妻。一産三男。冬十月。京都雪三尺。人有凍死。(中略)十一月。京都地震」(「王太子卒」と「一産三男」記事、及び、金城に於ける大雪と低温、地震の記事とは、対応関係にあり、編纂上の調和を図ったものか)

(115) 第十、元聖王敬信9年8月:「大風折木偃(ふす)禾(いね)。奈麻金惱獻白雉」(五頭品の奈麻であった金惱が、元聖王敬信へ白雉を献じた記事)

(116) 第十、元聖王敬信11年:「夏四月。旱。親録囚。至六月乃雨。秋八月。隕霜害穀」(旱害発生と「親録囚」行為との関連性を示す記事。この年の天候不順は、翌年春に起った「京都飢疫」の原因となったものか)

(117) 第十、昭聖王俊邕2年(800):「夏四月。暴風折木蜚(飛)瓦。瑞蘭殿簾飛不知處。臨海、仁化二門壞。六月。封王子爲太子。王薨」(「暴風折木蜚(飛)瓦。瑞蘭殿簾飛不知處。臨海、仁化二門壞」は、「王薨」の凶兆として描写された自然災害であろうが、その被害の大きさは、昭聖王俊邕の治世が2年で終わったことを反映させたものか。「暴風」は発達した低気圧の通過、又、竜

巻か)

(118) 第十、哀莊王清明8年(807)8月:「大雪」(この大雪記事は、時期的に見て、実際の降雪では無かった可能性もある。翌年2月条に記される「日本國使至。王厚禮待之」とした、日本との関係改善の吉兆として描かれたものか)

(119) 第十、憲德王彦昇6年(814):「夏五月。國西大水。發使撫問經水州郡人民。復一年租調。秋八月。京都風霧如夜。(中略)冬十月。黔牟(けんぼう)大舍妻。一産三男」[「水害発生に依る「發使撫問」、租調免租」の記事。「復(かえす)一年租調」措置は、災害発生に際した1年限定の租税還付行為か。金城(慶州市)は盆地地形の為、濃霧が発生し易かったものか。「一産三男」は吉祥記事か]

(120) 第十、憲德王彦昇7年:「春正月。遣使朝唐。憲宗引見。宴賜有差。夏五月。下雪。秋八月己亥朔。日有食之。西邊州郡大飢。盜賊蜂起。出軍討平之。大星出翼軫間、指庚(かのえ)。芒長六許尺、廣二許寸」[「遣使朝唐。憲宗引見」と「下雪」記事とは吉祥として位置付けられた可能性が有る。穀物の生育期に於ける降雪に依り、穀類にダメージを与え、収穫量が減少した結果、「大飢」に繋がったものか。「日有食之」記事以降は、それ迄の吉祥の流れが変化する。「盜賊蜂起」は「大飢」に起因したものか。治安悪化を「出軍」して鎮圧したことを示す初見記事である。翼(よく。二十八宿の1つである翼宿。たすきぼし)と軫(しん。二十八宿の1つである軫宿。みつけぼし)と間に大星が出現したとする記事。光芒が確認されていることより、彗星か。それが庚(西方)へ向かったとしている。「西邊州郡大飢」事象の重大性を示唆した記事か]

(121) 第十、憲德王彦昇9年:「夏五月。不雨。遍祈山川。至秋七月乃雨。冬十月。人多飢死。教州郡、發倉穀存恤。遣王子金張廉入唐朝貢」(旱害発生に依る飢饉と賑給の記事。降雨を山川に祈ったのは憲德王彦昇自身か。それに一定の効果があり、「至秋七月乃雨」となったとするが、既に穀類は登熟、収穫期に入って居り、実際上の効

果は殆んど無かったものと推測される。この年の「入唐朝貢」には、そうした国内情勢との関係があったものか<sup>(9)</sup>

(122) 第十、憲徳王彦昇12年：「春夏。旱。冬。飢」(当年の旱害、飢饉は年内に収束することは無く、翌年春条に記される「民饑。賣子孫自活」へと繋がったものと推測される)

(123) 第十、興徳王秀宗2年(827)：「夏五月。降霜。秋八月。太白晝見。京都大旱」〔太白(金星)が日中に見えるのは凶兆であるとする記事か〕

(124) 第十、興徳王秀宗3年：「三月。雪深三尺」(春先の大雪山記事。京都に於けるものか)

(125) 第十、興徳王秀宗7年：「春夏。旱、赤地。王避正殿。減常膳。赦内外獄囚。秋七月。乃雨。八月。飢荒。盜賊遍起。冬十月。王命使安撫之」(旱害発生に依る対応の時系列。旱→王避正殿→減常膳→赦内外獄囚→飢荒→盜賊遍起→安撫使派遣。「赦内外獄囚」措置が「盜賊遍起」の遠因となっていた可能性もある。「減常膳」迄は宮廷内に於ける対応である。「赤地(せきち)」とは不毛の大地、旱害に依り作物等の枯死した農地、表土のことであろう)

(126) 第十一、文聖王慶膺(よう)2年(840)：「自夏四月至六月。不雨。(中略)冬。饑」(旱害発生に伴う今冬の飢饉は、翌年春条に記される「京都疾疫」の発生に繋がっていたものか)

(127) 第十一、文聖王慶膺7年：「春三月。欲娶清海鎮大使弓福(きゅうふく)女爲次妃。朝臣諫曰。夫婦之道。人之大倫也。故夏以塗山(とざん)興。殷以嬖氏昌。周以褒姒(ほうじ)滅。晉以驪姫(りき)亂。則國之存亡。於是乎在。其可不慎乎。今弓福海島人也。其女豈可以配王室乎。王從之。冬十一月。雷。無雪。十二月朔。三日並出」〔「雷」表現法は、清海鎮將軍弓福(張保皋、張宝高)の娘を文聖王慶膺が次妃に望んだことに対して、臣下より、かつての中国の諸事例(夏王朝を開いた禹が塗山で結婚をした事例を始め、西周期幽王の寵姫であった褒姒、晋の献公の寵姫であった驪姫等の話題)を引き合いに出されて反対の諫言を受

け、これが「國之存亡」に関わるとして、それに従ったことを受けたものであったのかもしれない。「無雪」表現も、特段良いことが無いことを示唆したものか。翌年春の「清海弓福怨王不納女。據鎮叛。朝廷將討之。則恐有不測之患。將置之。則罪不可赦。憂慮不知所圖。武州人閻長者。以勇壯聞於時。來告曰。朝廷幸聽臣。臣不煩一卒。持空拳以斬弓福以獻。王從之。閻長伴叛國投清海。弓福愛壯士。無所猜疑。引爲上客。與之飲極歡。及其醉。奪弓福劔斬訖。召其衆說之。伏不敢動」とした、弓福暗殺事件との関係性との中で考慮すべき気象現象か〕

(128) 第十一、文聖王慶膺10年：「春夏。旱。(中略)冬十月。天有聲如雷」(「天有聲如雷」現象は天が何らかの啓示、又、警告を行なったとする記事か。火山噴火に伴う音声か。又は、旱害との対応関係で考慮すべきか)

(129) 第十一、文聖王慶膺13年4月：「隕霜」(遲霜の記事)

(130) 第十一、文聖王慶膺15年：「夏六月。大水。秋八月。西南州郡蝗」(文聖王慶膺17年正月条では「發使撫問西南百姓」とするが、これが当年の大水災害や「西南州郡蝗」被害に対するものなのか、否かは不明である。同16年中も、こうした被害が継続していたのかもしれない。又、同19年9月条に記される「王不豫」記事に基づき、王の体調が優れなかった為、撫問使派遣手続きに手間取ったものか)

(131) 第十一、憲安王誼靖2年(858)：「春正月。親祀神宮。夏四月。降霜。自五月至七月不雨。唐城郡南河岸有大魚出。長四十步。高六丈」(遲霜の記事。「隕霜」表現法との差異は、取り分け、農業被害の発生如何に依るものか。「隕霜」の方がより深刻な霜害であったものと推測される)

(132) 第十一、景文王膺廉3年(863)：「冬十月。桃李華。十一月。無雪。納寧花夫人弟爲次妃」(暖冬記事。「納寧花夫人弟爲次妃」を慶祝する編纂意図か)

(133) 第十一、定康王晃元年(886)8月：「國

西早且荒」〔旱害と荒（飢饉）の発生記事。翌年条に記される「春正月。設百座於皇龍寺。親幸聽講。漢州伊浪金蕘叛。發兵誅之。夏五月。王疾病。謂侍中俊興曰。孤之病革矣。必不復起。不幸無嗣子。然妹曼天資明銳。骨法似丈夫。卿等宜倣善德、眞徳古事立之可也。秋七月五日。薨」記事（「叛」、「王疾病」、「不幸無嗣子」）の凶兆として位置付けられたものか。「設百座於皇龍寺。親幸聽講」は前年の「國西早且荒」を受けた措置であろうか〕

(134) 第十一、眞聖王曼4年（890）：「春正月。日暈五重。十五日。幸皇龍寺看燈」〔日暈（かさ）、所謂、ハローは太陽の周囲にかかった薄雲に光の環が現われる大気光学現象である。古来、白虹とも称され、兵革の予兆とされた。即ち、日暈の出現は凶兆であった。それが五重になって出現することは非常に珍しい現象である。眞聖王曼がこの直後に於いて「幸皇龍寺看燈」したのは、その対応措置であったものか。翌5年条に記される、「北原賊帥梁吉（りょうきつ）遣其佐弓裔（きゅうえい）。領百餘騎。襲北原東部落及溟州管内酒泉等十餘郡縣」とした、北原（原州）に於ける梁吉や弓裔等に依る軍事行動に関する記事、又、同6年条の「完山賊甄萱（けんけん）據州。自稱後百濟。武州東南郡縣降屬」とした、甄萱に依る完山州に於ける後百濟建国記事が、その兵革として位置付けられたものか。更に、同3年条にある「國內諸州郡不輸貢賦。府庫虛竭。國用窮乏。王發使督促。由是所在盜賊蜂起。於是元宗、哀奴等據沙伐州（尚州）叛」とした「國用窮乏」、「盜賊蜂起」、「元宗、哀奴等據沙伐州（尚州）叛」も「日暈五重」出現に至る伏線とされた可能性が有る。眞聖女王に依る華美な宮廷生活に対して自然現象の形を取った警告の意か〕

(135) 第十二、孝恭王嶠（ぎょう）6年（902）3月：「降霜」（遲霜の記事。前年8月条には「弓裔稱王。秋八月。後百濟王甄萱攻大耶城不下。移軍錦城之南。奪掠沿邊部落而歸」とあることより、当該「降霜」記事も、新羅国にそうした凶事が降りかかる状況を示唆したものであった可能性が有

ろう）

(136) 第十二、孝恭王嶠11年：「春夏。無雨」（農繁期に於ける水不足の記事。前年条に於いても「自夏四月至五月不雨」とあることより、この時期に於ける降水量の少なさは、恒常化していた可能性が有る）

(137) 第十二、神徳王景暉2年（913）4月：「隕霜。地震」

(138) 第十二、神徳王景暉3年3月：「隕霜。弓裔改水徳萬歳爲政開元年」（「隕霜」記事は、弓裔が年号を改元する等、その治世が継続することに対する危惧、暗雲が新羅国内に立ち込めている状態を示唆したものか）

(139) 第十二、景明王昇英5年（921）：「夏四月。京都大風拔樹。秋八月。蝗、旱」〔大風は発達した低気圧の通過に依るものか。当該「京都大風拔樹」表現は、同年2月条にある「靺鞨別部達姑衆來寇北邊。時太祖（王建）將堅權鎮朔州。率騎擊大破之。匹馬不還。王喜遣使移書。謝於太祖」記事に見られる、靺鞨に依る北辺部への攻撃と、それを退けた（高麗）太祖王建の台頭を暗示したものか〕

#### 4. 飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文、その他の災害

ここでは、「新羅本紀」に見られる飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文等の記事を検証する。先ず、当該記事を時系列的に抽出し、掲出する。尚、同年中の記事に就いては、最初に記される災害種に依り区分けをし、因果関係を考慮する為、複数の種類の記事を掲出した場合もある。

(1) 第一、始祖（赫居世居西干）4年（紀元前54）：「夏四月辛丑朔。日有食之」（天文現象としての「食」の初見記事。日食か）

(2) 第一、始祖（赫居世居西干）5年正月：「龍見於闕英井。右脇誕生女兒。老嫗（娑蘇夫人、しゃ

そふじん。赫居世居西干の母親) 見而異之。收養之。以井名名之。及長有德容。始祖聞之。納以爲妃。有賢行。能内輔。時人謂之二聖」〔「龍」と「井」との関係性を示す初見記事。「二聖」を戴く新羅国の建国神話であるが、始祖赫居世居西干の妃の名(閼英、あつえい)に「以井名名之」としたことは、「龍」、「井」、「水」三者の関わり合いが、新羅国存立の根幹と密接な繋がりを有して来たことを示唆しているものと考慮される。即ち、韓半島に於ける統治に於いては、「水」の支配が何よりも重要な事項であったからであろう。元々、旱害が多発し易く、「水」の確保が為政者としては必須の能力であったという地理的要因がその根底に存在していたものと推測される。この考え方は、以下、抽出する記事に於いても反映されて行くのである〕

(3) 第一、始祖(赫居世居西干) 9年3月:「有星孛于王良」(孛星は彗星、ほうきぼしのこと。前年条に記される「倭人行兵。欲犯邊。聞始祖有神德。乃還」記事を受けたものか)

(4) 第一、始祖(赫居世居西干) 14年4月:「有星孛于參(しん)」(「參」はオリオン座中心部付近にある三連星。参宿。からすきぼし。みつらぼし)

(5) 第一、始祖(赫居世居西干) 17年:「王巡撫六部。妃閼英從焉。勸督農桑。以盡地利」(「王巡撫」、即ち、王自らに依る国情実地視察の初見記事。「勸督農桑」したのは妃閼英か。養蚕と女性との関わり合いを示す記事か。農本主義を国の根幹とした思想である。当該巡撫行為には、特に災害との関わり合いは見られない)

(6) 第一、始祖(赫居世居西干) 21年:「築京城。號曰金城。是歲。高句麗始祖東明立」(都の建設と、その金城命名記事)

(7) 第一、始祖(赫居世居西干) 24年:「夏六月壬申晦。日有食之」〔始祖(赫居世居西干) 21年条にある「高句麗始祖東明立」記事を受けた日食記事か。凶事として位置付けられた可能性が有る〕

(8) 第一、始祖(赫居世居西干) 26年正月:「營

宮室於金城」〔金城(慶州市)に宮室を設置したとする記事〕

(9) 第一、始祖(赫居世居西干) 30年:「夏四月己亥晦。日有食之。樂浪人將兵來侵」(「日有食之」を「樂浪人將兵來侵」の凶兆として位置付けた記事か)

(10) 第一、始祖(赫居世居西干) 32年:「秋八月乙卯晦。日有食之」

(11) 第一、始祖(赫居世居西干) 38年2月:「遣瓠公(ここう)聘於馬韓。馬韓王讓瓠公曰。辰卞二韓。爲我屬國。比年不輸職貢。事大之禮。其若是乎。對曰。我國自二聖肇興。人事修。天時和。倉庾充實。人民敬讓。自辰韓遺民。以至下韓樂浪倭人。無不畏懷。而吾王謙虛。遣下臣修聘。可謂過於禮矣。而大王赫怒。劫之以兵。是何意耶。王憤欲殺之。左右諫止。乃許歸。前此中國之人。苦秦亂。東來者衆。多處馬韓東。與辰韓雜居。至是寢盛。故馬韓忌之有責焉。瓠公者未詳其族姓。本倭人。初以瓠繁腰。度海而來。故稱瓠公」(新羅建国に際した重要人物であるとされる「瓠公」の記事。その出自を、渡海して韓半島にやって来た倭人であるとしている。「下韓樂浪倭人」の存在を示す初見記事でもある)

(12) 第一、始祖(赫居世居西干) 39年:「馬韓王薨。或說上曰。西韓王前辱我使。今當其喪征之。其國不足平也。上曰。幸人之災。不仁也。不從。乃遣使吊慰」(「幸人之災。不仁也」とした、当該事例に於ける「災」とは自然災害のことではなく、「馬韓王薨」を指し示す。当時、自らの行為が自らに反映されるとした、儒教に於いて説かれる五徳の1つである「仁」、即ち、基本的人間関係、他者に対する仁愛に反した行ないとして「不仁」が認識されたものであろう)

(13) 第一、始祖(赫居世居西干) 43年:「春二月乙酉晦。日有食之」(赫居世居西干40年条に記される「百濟始祖温祚立」記事を凶兆として位置付けたものか)

(14) 第一、始祖(赫居世居西干) 54年:「春二月己酉。星孛于河鼓(かこ)」(「河鼓」は犬飼星

であり、倭国への七夕説話伝播以前に於ける日本名としても使用されたとする)

(15) 第一、始祖(赫居世居西干) 56年:「春正月辛丑朔。日有食之」

(16) 第一、始祖(赫居世居西干) 59年:「秋九月戊申晦。日有食之」

(17) 第一、始祖(赫居世居西干) 60年9月:「二龍見於金城井中。暴雷雨。震城南門」(「龍」、「雨」、「井」と言った、「水」を媒介としたものとの関連性を窺わせる記事の初見。2匹の龍が「金城井中」に出現したとするものである。「震城南門」は実際の地震ではないであろう。「雷」表現は、光と音声とに依る、「震」表現法は何らかの事象に対する、震動を伴った形での事前警告、凶兆として描写された可能性が有る。龍の出現共合わせ、翌年3月条に記される「居西干升遐(しょうか。天子や貴人の薨去)。葬蛇(へび)陵。在曇巖寺北」記事の凶兆として位置付けられたものであろう。「蛇(蛇)」の存在は龍に通じることより、「二龍見於金城井中」、「暴雷雨」、「震城南門」記事夫々が、赫居世居西干の薨去を予見したものとして描かれたものと推測される。「震城南門」と「在曇巖寺北」に見える南北の方向性は、恣意的に対応関係を持たせたものか。天子の南面思想との関連性を強く想起させ得る記述である)

(18) 第一、南解次次雄3年(6):「冬十月丙辰朔。日有食之」(南解次次雄元年7月条にある「樂浪兵至。圍金城數重」記事との関係性を考慮すべきか)

(19) 第一、南解次次雄11年:「倭人遣兵船百餘艘。掠海邊民戸。發六部勁兵以禦之。樂浪謂内虚。來攻金城甚急。夜有流星。墜於賊營。衆懼而退」(倭人に依る大規模な侵攻が、流星の倭陣営への落下に依って退けられたとする記事。これが事実であったのか、否かは不明であるものの、この場合に於ける流星の出現は、新羅国にとっては吉兆としての位置付けである)

(20) 第一、南解次次雄13年:「秋七月戊子晦。日有食之」(日食記事)

(21) 第一、南解次次雄19年:「大疫。人多死。冬十一月。無氷」(疫病流行に依る感染死者出来記事の初見。「無氷」、即ち、高温状態と関連性があるか)

(22) 第一、南解次次雄20年:「秋。太白入太微(たいび)」[太白(金星)が天球三垣(さんえん)の上垣である太微垣(たいびえん)へ入ったとする記事。当該記事は、翌年9月条の「蝗。王薨」記事の凶兆とされたものか]

(23) 第一、儒理尼師今5年(28)11月:「王巡行國內。見一老嫗飢凍將死。曰。予以眇身居上。不能養民。使老幼至於此極。是予之罪也。解衣以覆之。推食以食之。仍命有司。在處存問。鰥寡孤獨老病不能自活者。給養之。於是。鄰國百姓聞而來者衆矣。是年。民俗歡康。始製兜率歌。此歌樂之始也」(中国的な儒教的災異思想である「咎徴」の反映が見られる記事の初見。「在處存問。鰥寡孤獨老病不能自活者。給養之」とする儒理尼師今の政策に依り、隣国の百姓が多く新羅国へ移住したという。更に、民俗が興隆して「兜率歌」が作られ、「歌樂」が始められたとしている。王に依る不徳思想と、その修正措置が功を奏したとする論理であろう。その結果として、文化が発展したのである)

(24) 第一、儒理尼師今19年8月:「貂帥獵得禽獸。獻之」[「禽獸」(鳥獸)が何かは不明。食用か、観賞用かも不詳である。ただ、献納された動物の用途は被献上者が決めるものであって、その用途を一般化することは出来ないのかもしれない。儒理尼師今17年9月には、「與貂國結好」んでいた。その為の証としての進物であろう。「禽獸」が贈答儀礼に使用されたことを示す初見記事]

(25) 第一、儒理尼師今31年2月:「星孛于紫宮(しきゅう)」[紫宮(紫微垣。しびえん)は北半球に於いては見かけ上、不動の恒星である北極星を中心とした星座のことである。天上世界に於ける宮廷的存在であるとされることより、紫宮の呼称が発生した。新羅宮廷に關した何らかの事象の凶兆として受け止めた天文現象か。儒理尼師今34年

10月の「王薨」を暗示したのか]

(26) 第一、儒理尼師今33年：「夏四月。龍見金城井。有頃暴雨自西北來。五月。大風拔木」〔龍見金城井〕表現法は、新羅国にとっての国難予告であったものと考えられる。「龍」、「雨」、「井」との関連性を窺わせる記事でもある。方角性が凶事としての自然災害と関連付けられた初見記事。暴雨や大風が表現したその凶事とは、直接的には儒理尼師今34年10月条に見える「王薨」記事であろうが、同13年8月条の「樂浪犯北邊。攻陷朶山城」記事、同14年条の「高句麗王無恤襲樂浪滅之。其國人五千來投。分居六部」記事、及び、同17年9月条に記された「華麗不耐二縣人連謀。率騎兵犯北境。貊國渠帥以兵要曲河西敗之。王喜與貊國結好」記事に見られる、「樂浪」、「高句麗」、「貊國」と言った、韓半島北部～中国東北部にかけての地域、即ち、新羅国の北方を巡る動向であったことは、「暴雨」のやって来た「西北」の方角性とも一致する)

(27) 第一、脱解尼師今3年(59)：「春三月。王登吐含山。有玄雲如蓋。浮王頭上。良久而散。夏五月。與倭國結好交聘。六月。有星孛于天船」〔脱解尼師今が登ったとされる吐含山(標高約745メートル)は慶州の東方に在り、「三國遺事 卷一」<sup>(10)</sup>では「東岳」とも記され、地理的にも金城にとっては「日本海、倭国方面へ対する結界の様な見立て、見做し」であったのかもしれない。「三國遺事 卷一」では又、「神又報云。我骨置於東岳。故令安之」(第四、脱解王)としており、脱解尼師今自身もその死後に於いて、吐含山の守護神、即ち、金城東方、倭国への備えとなっていたものと推定される。脱解尼師今が吐含山へ登山した際に見られたとする「有玄雲(黒雲)如蓋。浮王頭上」は、火山噴火に伴う噴煙であった可能性もあるが、「玄」が老荘思想に於ける万物の根源、「天」自体を示唆しているとするならば、脱解尼師今へ対する、天に依る戴冠(地上統治の認証)を示していた可能性もある。天船(ペルセウス座)への彗星出現記事は、前月条にある「與倭國結好交聘」

記事を凶なるものと位置付けたものか。「新羅本紀」脱解尼師今元年条に依れば、「脱解本多婆那國所生也。其國在倭國東北一千里。初其國王娶女國王女爲妻。有娠。七年乃生大卵。王曰。人而生卵。不祥也。宜棄之。其女不忍。以帛裹卵并寶物。置於櫃(とく。小箱)中。浮於海。任其所往。初至金官國海邊。金官人怪之。不取。又至辰韓阿珍浦口。是始祖赫居世在位三十九年也。時海邊老母。以繩引繫海岸。開櫃見之。有一小兒在焉。其母取養之。及壯身長九尺。風神秀朗。知識過人。或曰。此兒不知姓氏。初櫃來時。有一鵲飛鳴而隨之。宜省鵲字、以昔爲氏。又解韞(うん。だいだい色)櫃而出。宜名脱解。脱解始以漁釣爲業」、「三國遺事 卷一」に於いても「南解王時。古本云壬寅年。至者謬矣。近則後於弩禮即位之初。無爭讓之事。前則在於赫居世。故知壬寅非也。駕洛國海中有船來泊。其國首露王與臣民鼓譟而迎。將欲留之。而舡乃飛走。至於雞林東下西知村阿珍浦。今有上西知、下西知村名。時浦邊有一嫗。名阿珍義先。乃赫居王之海尺之母。望之謂曰。此海中元無石崑。何因鵲集而鳴。拏舡尋之。鵲集一舡(こう。船)上。舡中有一櫃子。長二十尺。廣十三尺。曳其船置於一樹林下。而未知凶乎吉乎。向天而誓爾。俄而乃開見。有端正男子。并七寶奴婢滿載其中。供給七日。廼言曰。我本龍城國人。亦云正明國。或云琬夏國。琬夏或作花夏國。龍城在倭東北一千里。我國嘗有二十八龍王。從人胎而生。自五歲六歲繼登王位。教萬民修正性命。而有八品姓骨。然無棟擇。皆登大位。時我父王含達婆娑積女國王女爲妃。久無子胤。禱祀求息。七年後產一大卵。於是大王會問羣臣。人而生卵。古今未有。殆非吉祥。乃造櫃置我。并七寶奴婢載於舡中。浮海而祝曰。任到有緣之地。立國成家。便有赤龍。護舡而至此矣」(第四、脱解王)としており、脱解尼師今の存在とは、「海」、「龍」、「水」、「漁業」との結び付きが非常に強固である。「天船」自体も、船舶に乗って当地へやって来たという脱解尼師今(の治世)を表現していた可能性が有ろう。「其國在倭國東北一千里」や「脱解始以漁釣爲業」とした表現法よりは、漁業者集団としての「海人(あ

ま)」との繋がりも想起される。更に、「初櫛來時。有一鵲飛鳴而隨之。宜省鵲字、以昔爲氏」や「何因鵲集而鳴。拏舡尋之。鵲集一舡上」とした鳥類「鵲（かささぎ）」との繋がりも又、脱解尼師今が鵲の様に東アジアへ広域的な分布を見せる鳥類に因み、海上支配、海人支配と深く関わっていたことを類推させる記事でもある<sup>(11)</sup>]

(28) 第一、脱解尼師今9年：「春三月。王夜間金城西、始林樹間、有鷄鳴聲。遲明遣瓠公視之。有金色小櫛掛樹枝。白鷄鳴於其下。瓠公還告。王使人取櫛開之。有小男兒在其中。姿容奇偉。上喜謂左右曰。此豈非天遺我以令胤乎。乃收養之。及長聰明多智略。乃名閼智。以其出於金櫛。姓金氏。改始林名鷄林。因以爲國號」〔味鄒尼師今に始まる金氏王統出現の根拠を説明した神話的な記事。「小男兒」の入れられた「金色小櫛（はこ）」の場所を鳴いて知らせたのは「白鷄」であったことより、「始林」は「鷄林」と改名され、それは「國號」ともされたのである。その意味に於いては、当該「白鷄」の存在は、新羅国の王権の正統性を主張する為の重要なツールであり、王統断絶の危機を説明する理論武装の装置でもあった。王権にとって、「白鷄」とは正に災異とは対極に存在した「吉祥」であった。この逸話は、倭国に於ける皇統断絶の危機、即ち、武烈天皇より継体天皇への皇統継承の経緯を意識して編纂されたものであった可能性もある。脱解尼師今と鳥、海との繋がりを強くイメージさせる記事である〕

(29) 第一、脱解尼師今23年2月：「彗星見東方。又見北方。二十日乃滅」〔彗星出現を、翌24年8月の「王薨」記事の凶兆としたものか。東方は倭国の動向を示唆するものか。東の方角を守護するのは「東方青龍」であるとされており、その方角に凶兆としての彗星が出現したことは、脅威であると受け止められていた可能性が有る。北方の方角は、「王薨」に際して「葬城北壤井丘」記事に反映された可能性が有ろう。東方、北方の方角性は、脱解尼師今14年条「百濟來侵」、同17年条「倭人侵木出島。王遣角干羽鳥禦之。不克。

羽鳥死之」、同19年10月条「百濟攻西鄙蛙山城。拔之」記事との関連性の中で考慮すべきか)

(30) 第一、婆娑尼師今2年(81)3月：「巡撫州郡。發倉賑給。慮獄囚。非二罪悉原之」(王の代替わり賑給の初見記事。単数の罪を犯した獄囚への赦免記事。脱解尼師今19年条に記される「大旱」に起因する「民饑」が、中々終息しなかった為の救済措置か)

(31) 第一、婆娑尼師今3年正月：「下令曰。今倉廩空櫃。戎器頑鈍。儻(もし)有水旱之災。邊鄙之警。其何以禦之。宜令有司。勸農桑。練兵革。以備不虞」(王権が災害対処、勸農を国防政策の一環として捉えた記事。食糧の調達が出来なければ、軍事力も低下するという理論である。農業重視の姿勢を示したものであろう。脱解尼師今19年以來の「民饑」がかなり深刻になっていた状況を受けての措置か)

(32) 第一、婆娑尼師今5年5月：「古陁郡主獻青牛。南新縣麥連歧。大有年。行者不賣(もたらす)糧」〔「青牛」は古代中国伝承に於いて、太上老君が乗るとされた青牛怪に見立てたものか。青牛怪は聖徳の天子の兆しとして出現するとされていることより、祥瑞である。「麥連歧」も連理(枝)同様、吉兆か。「行者不賣糧」は、流過程の不備によるものか〕

(33) 第一、婆娑尼師今6年4月：「春正月。百濟犯邊。(中略)客星入紫微」〔客星(彗星、新星)が紫微垣に侵入したとする記事。同年正月条の「百濟犯邊」を契機として、紫微垣(新羅宮廷)が動揺したことを示そうとしたものであろう。これを受ける形で婆娑尼師今は、同8年7月に「朕以不徳有此國家。西鄰百濟。南接加耶。徳不能綏。威不足畏。宜繕葺城壘。以待侵軼」と下令したものと推測される。「徳不能綏。威不足畏」とし、徳や威だけでは国を治めることが出来ないとした思想は、当時の新羅国を巡る韓半島情勢の厳しさを表現したものであると推測される〕

(34) 第一、婆娑尼師今25年正月：「衆星隕如雨。不至地。秋七月。悉直叛。發兵討平之。徙(うつ

す) 其餘衆於南鄙」(「不至地」とあることより、流星の出現記事か。同年7月条に「悉直叛。發兵討平之。徙其餘衆於南鄙」とある反乱の凶兆として位置付けた記事か。「不至地」は反乱を鎮圧することを予期したものか。「南鄙」と「衆星隕如雨」の走向は一致していたか)

(35) 第一、婆娑尼師今27年正月:「賑貧窮」

(36) 第一、婆娑尼師今30年7月:「蝗害穀。王遍祭山川。以祈禳之。蝗滅。有年」(王自らが蝗害発生に際して山川を祀り、蝗の災異を祓う祭儀を実施した初見記事。前年5月に発生していた「大水」災害に起因したものか)

(37) 第一、祇摩尼師今9年(120):「春二月。大星墜月城西。聲如雷。三月。京都大疫」〔「聲如雷」とあることより、宇宙空間よりの落下物(隕石、隕鉄、火球等)の初見記事。「大星」はおおいぬ座 $\alpha$ 星シリウスを指すこともあるが、この場合には、それとは違うものである。「京都大疫」の予兆としての凶事を演出したものか。疫病の伝播が、宇宙空間より齎されるものと認識をしていた可能性が指摘される〕

(38) 第一、祇摩尼師今13年:「秋九月庚申晦。日有食之」(日食記事。翌年条に記される「春正月。靺鞨大入北境。殺掠吏民。秋七月。又襲大嶺柵。過於泥河。王移書百濟請救。百濟遣五將軍助之。賊聞而退」の凶兆として位置付けられた記事か)

(39) 第一、祇摩尼師今16年:「秋七月甲戌朔。日有食之」(日食記事。翌年10月の「國東地震」を予兆したものか)

(40) 第一、祇摩尼師今17年:「秋八月。長星竟(おえる)天。冬十月。國東地震。十一月。雷」(「長星竟天」と「國東地震」記事とは、天と地で発生した災異として対応関係にあるものか。「東」の方角性は、「長星竟天」の見られた方角と一致するか)

(41) 第一、逸聖尼師今5年(138)10月:「北巡。親祀太白山」〔「北巡」は、逸聖尼師今に依る即位後初となる北方への国内巡視記事。太白山脈の南方に位置する太白山(標高約1,561メートル)

が、山岳信仰、王権に依る「祭山川」行為の対象となっていたことが想定される。「白」色が韓半島に在っても靈妙な色であるとした色彩感覚と関係があるものか)

(42) 第一、逸聖尼師今8年:「秋九月辛亥晦。日有食之」(日食記事。逸聖尼師今6年条の「八月。靺鞨襲長嶺。虜掠民口。冬十月。又來。雷甚。乃退」、同7年2月条の「立柵長嶺。以防靺鞨」、及び、同9年7月条の「召羣公議征靺鞨。伊滄雄宣上言不可。乃止」とした、新羅国北方に在った靺鞨を巡る情勢を示唆した日食記事か)

(43) 第一、逸聖尼師今10年:「夏六月乙丑。熒惑(けいこく)犯鎮星。冬十一月。雷」〔熒惑星(火星)が鎮星(土星)の領域を犯したとする記事。前年7月条に記される「召羣公議征靺鞨。伊滄雄宣上言不可。乃止」記事、即ち、逸聖尼師今に依る靺鞨征討の発議に対して、真骨の伊尺滄(いしゃくさん)雄宣が異を唱え、中止となった事項を誤った判断、凶兆としたものか。発雷記事は現在の政道に対する天の怒り(警告)を表現したものか〕

(44) 第一、逸聖尼師今11年2月:「下令。農者政本。食惟民天。諸州郡修完堤防。廣闢田野。又下命。禁民間用金銀珠玉」(「農者政本。食惟民天」として農政中心と食の重要性を説き、その為の治水工事と田園開発とを逸聖尼師今が指示した内容である。この場合の「堤防」は、護岸として河川等に整備する治水対策用堤防の意味合いもあろうが、寧ろ、旱害の多発記事より推察し、農業用貯水池のことであろう。又、人民に依る「金銀珠玉」と言った、奢侈品使用を禁止した記事である。これらは、翌年条に見られる「春夏旱。南地最甚。民飢。移其粟賑給之」記事を意識した記述か)

(45) 第一、逸聖尼師今16年8月:「有星孛于天市。冬十一月。雷。京都大疫」〔孛星(ほうきぼし、彗星等)が三垣(さんえん)の下垣である天市垣(てんしえん。ヘルクレス座、へび座、へびつかい座、うしかい座、かんむり座付近にある19星座87星を指す)へ侵入したとする記事。同年11月条にある「京都大疫」の凶兆として位置付



けられた天文現象か。「雷」はその警告として見做された自然現象か]

(46) 第一、逸聖尼師今20年10月:「宮門災。彗星見東方。又見東北方」(彗星出現を宮廷に関わる凶兆と見做した初見記事。その出現方角性も問題とされていた可能性が有る。「東方」は倭国との関連性の中で記されていた可能性もある。「東北方」は、逸聖尼師今9年7月条に記されていた鞆鞆の存在を意図したものか。それらは又、逸聖尼師今が重大な懸念を示していた「方角性」でもあったものと考えられる。何れにしても、当該「宮門災」、「彗星」出現記事は、翌年2月の「王薨」記事の凶兆として位置付けられたものであろう)

(47) 第一、逸聖尼師今21年2月:「王薨」(前年10月条に於ける「彗星」出現記事を「王薨」の凶兆としたもの)

(48) 第二、阿達羅尼師今8年(161)7月:「蝗害穀。海魚多出死」[「海魚多出死」現象は、その発生時期より推測し、潮流の変化、赤潮、青潮、海水温度の上昇と、それに伴う海水中の酸素濃度低下、塩分濃度の上昇等の理由に依り発生していたものと考えられる。多くの海魚の死骸が海岸に打ち上げられたものか。「蝗害」は相変異を起こした個体(飛蝗)に依り齎されるが、古記録上に見る限りに於いては、大雨、雨土や早と言った極端な気象変化が契機となって発生していることが推測される。従って、当該条に記された「蝗害」と「海魚多出死」との間には、同じ気象現象、気象傾向を巡る因果関係が存在していた可能性が有る。それは、前年4月条に記されていた「暴雨。閼川水溢。漂流人家。金城北門自毀」現象であったのかもしれない。「金城北門自毀」記事は、「蝗害穀。海魚多出死」現象を警告したとする位置付けか]

(49) 第二、阿達羅尼師今11年2月:「龍見京都」(翌年条にある「冬十月。阿達吉宣謀叛、發覺。懼(おそれ) 誅亡入百濟。王移書求之。百濟不許。王怒出師伐之。百濟嬰城守不出。我軍糧盡乃歸」事件の凶兆として、京都に龍が出現したとするものか)

(50) 第二、阿達羅尼師今13年:「春正月辛亥朔。日有食之」[当該記事は、前年10月条に記される「阿達吉宣謀叛、發覺。懼(おそれ) 誅亡入百濟。王移書求之。百濟不許。王怒出師伐之。百濟嬰城守不出。我軍糧盡乃歸」とした、阿達吉宣に依る謀叛と、その百濟国への出奔、同国に依る保護、身柄の返還拒否、そして、それを受けた形での新羅国に依る百濟国攻撃の失敗、及び、同14年条に記される「秋七月。百濟襲破國西二城。虜獲民口一千而去。八月。命一吉浪興宣。領兵二萬伐之。王又率騎八千。自漢水臨之。百濟大懼。還其所掠男女乞和」とした、六頭品の阿浪(あさん)吉宣に依る謀叛に端を發した形での隣国百濟との抗争を国難として、天が何らかの啓示をしたとする意味合いを有するものか]

(51) 第二、阿達羅尼師今18年春:「穀貴民飢」(穀物価格の高騰に依り、飢饉が発生したとする記事。穀物価格の高騰は、自然災害発生に依る理由だけではなく、婆娑尼師今5年5月条に「行者不賣(もたらす)糧」と記された如く、業者に依る穀類の買い占め行為が存在していた為か。穀類価格高騰の原因は、前年7月条に記された「京師地震。霜雹害穀」、取り分け、穀物の収穫期に発生した霜雹被害に依る、収穫量の減少であろうか)

(52) 第二、阿達羅尼師今19年2月:「京都大疫」

(53) 第二、阿達羅尼師今20年5月:「倭女王卑彌呼遣使來聘」(邪馬台国の女王卑弥呼との通交を示す記事)

(54) 第二、伐休(發暉)尼師今3年(186):「夏五月壬申晦。日有食之」

(55) 第二、伐休(發暉)尼師今10年:「春正月甲寅朔。日有食之。三月。漢祇部女一産四男一女。六月。倭人大饑。來求食者千餘人」(「日有食之」記事は「漢祇部女一産四男一女」、及び、「倭人大饑。來求食者千餘人」の変事を予告したものか。倭人に対して実際に援助を実施したのか、否かは不明)

(56) 第二、伐休(發暉)尼師今11年:「夏六月乙巳晦。日有食之」(当該記事は、翌年4月の「王

薨」の凶兆として位置付けられたものか)

(57) 第二、奈解尼師今5年(200):「秋七月。太白晝見。隕霜殺草。九月庚午朔。日有食之」〔太白(金星)が日中に見られたとする異変、及び、日食の記事。前年7月条に記される「百濟侵境」を凶事とした反映か〕

(58) 第二、奈解尼師今6年:「春二月。加耶國請和。三月丁卯朔。日有食之。大旱。錄内外繫囚。原(ゆるす)輕罪」(「日有食之」、「大旱」の発生を受けて軽微な罪を許したものか。)

(59) 第二、奈解尼師今8年10月:「鞞鞞犯境。桃李華。人大疫」(「桃李華」は桃李の季節外れの狂い咲き記事であろうが、この冬の暖冬傾向を示したものであろう。「鞞鞞犯境」記事は、「大疫」の凶兆として見出されていた可能性が有る)

(60) 第二、奈解尼師今10年:「秋七月。霜雹殺穀。太白犯月。八月。狐鳴金城及始祖廟庭」(「太白犯月」と「狐鳴金城及始祖廟庭」記事とは、奈解尼師今13年4月条に記される「倭人犯境」記事の凶兆として位置付けられたものか)

(61) 第二、助賁尼師今8年(237)8月:「蝗害穀」

(62) 第二、沾解尼師今10年(256):「春三月。國東海出大魚三。長三丈。高丈有二尺。冬十月晦。日有食之」(沾解尼師今7年4月条に見られる「龍見宮東池。金城南臥柳自起」記事との関連性を指摘しておく。「大魚」を「龍」に見立てたものか。東の方向性は、同3年4月条に記された「倭人殺舒弗郎于老」事件の影響を受けたものか)

(63) 第二、沾解尼師今15年12月28日:「王暴疾薨」

(64) 第二、味鄒尼師今元年(262):「春三月。龍見宮東池。秋七月。金城西門災。延燒人家百餘區」〔龍と東の方角性には関係性があるか。そこに四神の1つである東方青龍、東方の守護神としての意味合いを認識していたものか。新羅国にとっての東方、即ち、倭国への防備が万全であることを強調した記事か。同3年2月条の「東巡幸望海」記事との関連性を窺わせるものである〕

(65) 第二、味鄒尼師今3年:「春二月。東巡幸望海。三月。幸黃山。問高年及貧不能自存者。賑恤之」

(66) 第二、基臨尼師今3年(300)2月:「巡幸比列忽。親問高年及貧窮者。賜穀有差」

(67) 第二、基臨尼師今13年:「夏五月。王寢疾彌留。赦内外獄囚。六月。王薨」(王の重病に際した赦免措置の初見記事)

(68) 第二、訖解尼師今21年(330):「始開碧骨池。岸長一千八百步」〔碧骨堤(全羅北道金堤市)の築造記事。水田に給水する目的の農業用貯水池〕

(69) 第二、訖解尼師今41年:「春三月。鶴(コウノトリ)巢月城隅。夏四月。大雨浹旬。平地水三四尺。漂沒官私屋舍。山崩十三所」(欧州に於いては、「鶴」の営巢は吉兆、巢を離れた場合には凶兆と見做されていた。東アジアに於いては、旱害⇄降雨、の「水」に関わる範疇で捉えられていた可能性が指摘される。当該記事の事例では、鶴の営巢後に於いて、「大雨」、「漂沒」、「山崩」と言った「水災害」に見舞われていることより、水に関わりのある凶兆であったと位置付けることが出来るであろう。訖解尼師今39年条にある「宮井水暴溢」記事は、その予兆として描かれていたのであろうか。この凶なる時系列の流れは、同47年4月に訪れる「王薨」へと繋がっていたことも想定されるであろう)

(70) 第三、奈勿尼師今2年(357):「春。發使撫問鰥寡孤獨。各賜穀三斛。孝悌有異行者。賜職一級」(王の代替わりに依る撫民政策の初見記事。災害との直接的関係性は無し)

(71) 第三、奈勿尼師今7年4月:「始祖廟庭樹連理」(木々の木目が通じ合う連理が吉祥とされた初見記事)

(72) 第三、奈勿尼師今21年7月:「夫沙郡進一角鹿。大有年」(珍しい動物の捕獲、王権への進上が、その後の吉凶と関連付けられた初見記事)

(73) 第三、奈勿尼師今24年4月:「楊山有小雀。生大鳥」

(74) 第三、奈勿尼師今34年:「春正月。京都大

疫。二月。雨土。秋七月。蝗。穀不登」

(75) 第三、奈勿尼師今44年7月：「飛蝗蔽野」  
 (76) 第三、奈勿尼師今45年8月：「星孛于東方」  
 (奈勿尼師今47年2月条に記される「王薨」記事の凶兆として位置付けられたものか。「東方」の方角性の意味するところは、實聖尼師今元年3月条にある「與倭國通好。以奈勿王子末斯欣爲質」に示されているものと推測される)

(77) 第三、實聖尼師今5年(406)：「秋七月。國西蝗害穀。冬十月。京都地震。十一月。無氷」

(78) 第三、實聖尼師今15年：「春三月。東海邊獲大魚。有角。其大盈車。夏五月。吐含山崩。泉水湧、高三丈」(地滑りか)

(79) 第三、實聖尼師今16年5月：「王薨」〔實聖尼師今15年条の記事は王薨の凶兆としての位置付けか〕

(80) 第三、訥祇麻立干3年(419)4月：「牛谷水湧」

(81) 第三、訥祇麻立干13年：「新築矢堤。岸長二千一百七十歩」(矢堤の築造記事。農業用貯水池か。規模では碧骨堤を岸長で370歩上回る)

(82) 第三、訥祇麻立干16年春：「穀貴。人食松樹皮」

(83) 第三、訥祇麻立干25年2月：「史勿縣進長尾白雉。王嘉之。賜縣吏穀」(白色の動物出現に対する吉祥観の存在を示す記事)

(84) 第三、慈悲麻立干10年(467)：「春。命有司修理戰艦。秋九月。天赤。大星自北流東南」〔「天赤」現象は、日本で言う処の「赤氣」(せっき。低緯度オーロラ、彗星)か。何らかの凶兆として描写されていた可能性が有る。「修理戰艦」はそれに備えた措置であろう。その凶兆とは、翌年条に記される「春。高句麗與靺鞨襲北邊悉直城。秋九月。徵何瑟羅人年十五已上。築城於泥河。泥河一。名泥川」とした、高句麗・靺鞨連合軍に依る、新羅国北辺域に対する攻撃を指し示すものと推測される。「大星自北流東南」とする方角表記は当該攻撃を示唆しているのであろう。大星は高句麗・靺鞨連合軍を指しているものと推測をされる〕<sup>(12)</sup>

(85) 第三、炤知(毗處)麻立干6年(484)：「三月。土星犯月。雨雹。秋七月。高句麗侵北邊。我軍與百濟合擊於母山城下。大破之」(「土星犯月」記事は「高句麗侵北邊」の凶兆として位置付けられたものか)

(86) 第三、炤知(毗處)麻立干9年：「三月。始置四方郵驛。命所司修理官道。(中略)冬十月。雷」(都より見た「四方」観の初見記事)

(87) 第三、炤知(毗處)麻立干10年：「二月。幸一善郡。存問鰥寡孤獨。賜穀有差。(中略)夏六月。東陽獻六眼龜。腹下有文字」(希少動物の献上記事)

(88) 第三、炤知(毗處)麻立干12年3月：「初開京師市肆。以通四方之貨」(都より見た「四方」観の記事。貨幣流通の初見記事)

(89) 第三、炤知(毗處)麻立干18年：「春二月。加耶國送白雉。尾長五尺。(中略)夏五月。大雨。闕川水漲。漂沒二百餘家」(白雉贈答の記事。白色が靈妙な色彩であるとされた為か)

(90) 第三、炤知(毗處)麻立干22年9月：「王幸捺已郡。郡人波路有女子。名曰碧花。年十六歲。眞國色也。其父衣之以錦繡。置輦。羃以色絹。獻王。王以爲饋食。開見之。斂(つくりは欠)然幼女。恠而不納。及還宮。思念不已。再三微行。往其家幸之。路經古陁郡。宿於老嫗之家。因問曰。今之人以國王爲何如主乎。嫗對曰。衆以爲聖人。妾獨疑之。何者。竊聞王幸捺已之女。屢微服而來。夫龍爲魚服。爲漁者所制。今王以萬乘之位。不自慎重。此而爲聖。孰非聖乎。王聞之大慙。則潛逆其女。置於別室。至生一子。冬十一月。王薨」〔龍が登場する「白竜魚服」故事よりの引用記事か。原典は、前漢の劉向(りゅうきょう)撰に依る説話集である「説苑(ぜいえん)」一「卷九 正諫」。「今王以萬乘之位。不自慎重」→「王聞之大慙」→「王薨」との時系列的因果関係を説明したものか〕

(91) 第四、智證麻立干10年(509)：「三月。設檻穽。以除猛獸之害。秋七月。隕霜殺菽」〔猛獸捕獲用の落とし穴や檻を設けて、人的被害、食害を防止しようとした初見記事。猛獸とは、かつては韓半島にも生息していたとされるアムールト

ラ(虎)、ヒョウ(豹)等の大型ネコ科動物を示すか]

(92) 第四、法興王原宗18年(531)3月:「命有司修理隄防」(治水工事の実施記事)

(93) 第四、眞興王多麥宗14年(553)2月:「王命所司。築新宮於月城東。黃龍見其地。王疑之。改爲佛寺。賜號曰皇龍」〔黃龍出現と仏寺(皇龍寺)創建の記事。龍を仏教と結び付けた初見記事〕

(94) 第四、眞平王白淨53年(631):「春二月。白狗上于宮墻(かき。壁)。夏五月。伊滄柒宿與阿滄石品謀叛。王覺之。捕捉柒宿。斬之東市。并夷九族。阿滄石品亡至百濟國境。思見妻子。晝伏夜行。還至叢山。見一樵夫。脱衣換樵夫敝衣。衣之負薪。潛至於家。被捉伏刑。(中略)白虹飲于宮井。土星犯月」〔「白狗上于宮墻」は「伊滄柒宿與阿滄石品謀叛」記事の予兆として描かれたものか。「白虹飲于宮井。土星犯月」記事は、天地の異変として捉えられ、翌年正月条に記される「王薨」の凶兆として位置付けられた現象か〕

(95) 第五、善徳王徳曼5年(636):「三月。王疾。醫禱無效。於皇龍寺設百高座。集僧講仁王經。許度僧一百人。夏五月。蝦蟇(がま。ヒキガエル)大集宮西玉門池。王聞之。謂左右曰。蝦蟇怒目。兵士之相也。吾嘗聞。西南邊亦有地名玉門谷者。□□必有賊兵潛入其中乎。乃命將軍闕川、彌吞等。往搜之□果百濟將軍于召欲襲獨山城。率甲士五百人。來伏其處。闕川掩擊殺之」〔王の疾病に際し医療、祈禱が実施された初見記事。皇龍寺では百高座が設けられ、100人の許度僧に依り仁王經が講じられた。又、善徳王徳曼は蝦蟇が多く宮西「玉門」池に集まっていたことを聞き(伝聞記事として)、それを以って、かつて、同名の地名である「玉門」谷に潜入していた賊兵、即ち、百濟との抗争を想起したとする記事。動物の動向を何らかの予兆(凶兆)として捉えていた記事である〕

(96) 第五、善徳王徳曼8年7月:「東海水赤且熱。魚龜死」(赤潮発生の初見記事か)

(97) 第五、眞徳王勝曼元年(647)8月:「彗

星出於南方。又衆星北流」(彗星が南方に出現したとする記事は、新羅国より見て南西方向に位置していた百濟国の兵が、この年の10月に、茂山、甘勿、桐岑の三城を取り囲む事件が発生し、王が派遣した金庾信等は苦戦の末にそれを退けるが、当該事件の凶兆として描かれたものか。又、衆星北流記事は、同年2月に唐の太宗より遣使があり、前善徳女王に対する追贈と、眞徳女王に対する柱国、楽浪郡王への冊命が行なわれ、同7月に新羅が謝恩の遣使を發したことに対応し、吉祥の証拠としたものであろうか)

(98) 第五、太宗武烈王春秋2年(655)10月:「牛首州獻白鹿。屈弗郡進白猪」(白色の鹿と猪の献上記事。武烈王の即位と関連付けられた吉祥記事か)

(99) 第五、太宗武烈王春秋6年9月:「何瑟羅州進白鳥。公州基郡江中大魚出死。長百尺。食者死」(大魚は大鯰か)

(100) 第六、文武王法敏2年(662)8月:「南川州獻白鵲」〔白色の鵲(かささぎ)の献上記事。文武王法敏即位と関連付けられた記事か〕

(101) 第六、文武王法敏8年4月:「彗星守天船」

(102) 第六、文武王法敏8年12月:「靈廟寺災」(災は火災か)

(103) 第六、文武王法敏9年5月:「泉井比□□□連等三郡民饑。發倉賑恤」

(104) 第六、文武王法敏10年12月:「土星入月。京都地震。(中略)倭國更號日本。自言近日所出」(天体運行と地震発生とに因果関係を認めた記事か。倭国が国号を日本としたことを新羅国が初めて確認をした記事)

(105) 第七、文武王法敏11年至6月:「人力疲極。牛馬死盡。田作失時。年穀不熟。所貯倉糧。漕運並盡。新羅百姓。草根猶自不足」(戦争発生に依る飢餓の記事。数万斛に及ぶ稲の種粃の調達と輸送が南方の熊津、北方の平壤と言った様に、韓半島の南北広域に迄、及んでしまった結果、稲の植え付け作業が間に合わず、効率的に実施できなかったことに依る、人為的な理由に起因した飢饉)

(106) 第七、文武王法敏12年9月：「彗星七出北方。王以向者百濟往訴於唐。請兵侵我。事勢急迫。不獲申奏。出兵討之」(滅亡した高句麗、百濟の遺民等と唐の動向に関し、彗星7つの北方向への出現が凶兆として認識された記事か)

(107) 第七、文武王法敏12年：「是歳。穀貴。人饑」〔文武王法敏9年5月以来の飢饉が原因で起こっていた穀類価格の高騰か。買い占め行為が存在したのか〕

(108) 第七、文武王法敏13年正月：「大星隕皇龍寺」(宇宙空間よりの降下物ではないか)

(109) 第七、文武王法敏16年7月：「彗星出北河積水之間。長六七許步。唐兵來攻道臨城拔之」(彗星出現が唐兵來攻道臨城の凶兆か)

(110) 第七、文武王法敏17年3月：「所夫里州獻白鷹」

(111) 第七、文武王法敏18年5月：「北原獻異鳥。羽翮(うかく。翼)有文。脛有毛」

(112) 第七、文武王法敏19年：「6月。太白入月。流星犯參大星(おおぼし)。秋八月。太白入月」〔太白(金星)と流星、大星(おおいぬ座 $\alpha$ 星シリウス)の運行異常記事。凶兆として扱われる天文現象であろうが、それに該当する事象は見当たらない。同8月条に記される「角干(かっかん)天存卒」記事がこれに該当するものか〕

(113) 第八、神文王政明2年(682)5月：「太白犯月」〔この年には、「春正月。親祀神宮。大赦」、「夏四月。置位和府令二人。掌選舉之事」、「六月。立國學。置卿一人。又置工匠府監一人、彩典監一人」と言った慶事、並びに、律令的官僚機構の整備があり、「太白犯月」が何かの事象の予兆としては位置付けられていない〕

(114) 第八、神文王政明3年10月：「彗星出五車」〔五車(ぎよしゃ座)付近に彗星が出現したとする記事。翌4年10月条に記される「自昏及曙。流星縱横」記事と合わせ、その年11月に発生する「安勝族子將軍大文在金馬渚謀叛」事件の凶兆として描かれたものか〕

(115) 第八、神文王政明4年10月：「自昏及曙。

流星縱横。十一月。安勝族子將軍大文在金馬渚謀叛。事發伏誅。餘人見大文誅死。殺害官吏。據邑叛。王命將士討之。逆鬪。幢主逼實死之。陷其城。徙其人於國南州郡。以其地爲金馬郡。大文或云悉伏」〔「流星縱横」は、前年10月条の「彗星出五車」記事とも合わせ、「安勝族子將軍大文在金馬渚謀叛。事發伏誅。餘人見大文誅死」の予兆記事か。高句麗遺民に依る報徳国は新羅国が対唐政策上、便宜的に冊封したものであるが、百濟国の遺領の金馬渚(全羅北道益山市)に於いて、安勝(高句麗王権内部の人物であったとされる)の一族であった將軍大文が謀叛を起こした為、神文王政明はこれを鎮圧して韓半島を統一することとなったのである。その意味に於いては、新羅国にとって、この「流星縱横」記事は吉兆であると位置付けられるものではあろう〕

(116) 第八、神文王政明7年4月：「遣大臣於祖廟。致祭曰。(中略)道喪君臨。義乖天鑒(かん)。怪成星象。火宿沉輝。戰戰慄慄」(神文王政明は祖廟へ大臣を派遣して、祭祀を行なう。そこでは、「謹言太祖大王、眞智大王、文興大王、太宗大王、文武大王之靈」として、「怪成星象」の天体の異変は、「天鑒」、即ち、天よりの啓示であるとする認識を示し、そうした示唆は「戰戰慄慄」、非常に畏怖すべきであるとした)

(117) 第八、神文王政明11年3月13日：「沙火州獻白雀」

(118) 第八、孝昭王理洪(恭)元年(692)8月：「高僧道證自唐廻。上天文圖」〔僧道證が唐より天文圖を持ち帰り、それを孝昭王理洪(恭)へ献上したとする記事。星象を判断する為のものか〕

(119) 第八、孝昭王理洪(恭)8年：「春二月。白氣竟天。星孛于東。遣使朝唐貢方物。秋七月。東海水血色、五日復舊。九月。東海水戰、聲聞王都。兵庫中鼓角自鳴」(「東海水血色」はその出現が夏季であることより、赤潮であるとも考えられるが、この年に記録されていた、「白氣」、「東海水戰聲聞王都」、「兵庫中鼓角自鳴」、等といった事象よりは、これらが火山噴火に伴う噴気、海底での噴

火活動、空振等の自然現象であったと見る事も出来る。尚、「兵庫震動」の現象は、日本の古記録にも記述がある。「星孛于東」と「東海水血色」、及び、前年月条に記された「日本國使至。王引見於崇禮殿」は関連性があるものか。倭国方面よりの国難を意識した記事であった可能性もある)<sup>(13)</sup>

(120) 第八、孝昭王理洪(恭) 10年2月:「彗星入月」(彗星と月との接近は、翌年7月にある「王薨」記事の凶兆と位置付けられたものか)

(121) 第八、聖徳王興光3年(704):「春正月。熊川州進金芝。三月。入唐金思讓廻。獻最勝王經。夏五月。納乘府令蘇判金元泰之女爲妃」(「熊川州進金芝」、「入唐金思讓廻。獻最勝王經」は「金元泰之女爲妃」の吉兆として位置付けられたものか。金芝は靈芝の亜種か。若しくは、金色の芝か)

(122) 第八、聖徳王興光5年3月:「衆星西流」[西の方角は「唐」の存在(支援)を意識したものか。この年4月には「遣使入唐貢方物」とあり、8月に「遣使入唐貢方物」、更に10月にも「遣使入唐貢方物」とある。前年には、「遣使入唐朝貢」(3月条)、「遣使如唐獻方物」(9月条)、同6年12月に「遣使入唐貢方物」と記される。新羅国では、聖徳王興光4年5月に始まる旱害に依って大規模な飢饉が発生し、多くの餓死者を出していたものと推測される。そうした状況は、同6年迄続いていたものと考えられ(同6年正月条には「民多饑死」と記される)、新羅国内では事態の收拾がつかなくなっていた可能性がある。そうしたさ中に実施していた、度重なる唐への遣使には、穀物の支援要請の目的があったものと推測される]

(123) 第八、聖徳王興光6年:「春正月。民多饑死。給粟人一日三升、至七月。二月。大赦。賜百姓五穀種子有差」(飢饉発生に伴う粟支給の具体的数量、3升/1日、の初見記事。2月の大赦実施は飢饉鎮圧、この年の五穀豊穰を祈る目的か。王権が当年分穀物の種子を給与した初見記事。それ程に飢饉が深刻化していた可能性がある)

(124) 第八、聖徳王興光8年:「春三月。菁州獻白鷹。夏五月。旱。(中略) 秋八月。赦罪人」(恩赦実施

は旱害発生を受けたものか)

(125) 第八、聖徳王興光9年正月:「天狗隕三郎寺北。遣使入唐貢方物。地震。赦罪人」(天狗流星の落下、地震とを調和させた記事か。罪人の赦免はそれらに対する災害対処の一環か)

(126) 第八、聖徳王興光14年:「夏四月。菁州進白雀。五月。赦。六月。大旱。王召河西州龍鳴嶽居士理曉祈雨於林泉寺池上。則雨浹旬。秋九月。太白掩庶子星。冬十月。流星犯紫微。十二月。流星自天倉入大微。赦罪人。封王子重慶爲太子」[大旱発生に対し、聖徳王は理曉に命じ、林泉寺の池上で祈雨修法を行なわせ、直ちに効果が表れたとする記事。「赦罪人」や「封王子重慶爲太子」は、「太白(金星)掩(おおう)庶子星[太子・帝・庶子・后・天枢の5星より構成される紫微垣(しびえん)北極5星の1つ]」、「流星犯紫微(垣)」、「流星自天倉[二十八宿の西方白虎・婁宿(ろうしゅく)]入大微(太微垣。たいびえん)」と言った天文の異変に伴う措置か。これらの現象を何らかの凶兆として捉えたのであろう]

(127) 第八、聖徳王興光15年:「春正月。流星犯月。月無光。三月。(中略)大風拔木飛瓦。崇禮殿毀。(中略)夏六月。旱。又召居士理曉祈禱。則雨。赦罪人」(流星と月との関係性を大風、旱害の原因と見做した記事か。理曉に依る祈雨修法に効果があった為、赦免を行なったものか)

(128) 第八、聖徳王興光17年:「二月。王巡撫國西州郡。親問高年及鰥寡孤獨。賜物有差。三月。地震。夏六月。震皇龍寺塔。始造漏刻。(中略) 冬十月。流星自昴(ぼう。二十八宿の昴宿)入于奎(けい。二十八宿の奎宿)。衆小星隨之。天狗隕良(うしとら。北東)方」(震皇龍寺塔は地震ではないか。「始造漏刻」記事、即ち、時間の支配に対する何らかの警告の意か。「天狗隕良方」は、天狗流星の鬼門方向への落下記事であり、凶兆とされていた可能性が有る)

(129) 第八、聖徳王興光34年正月:「熒(ひかり、あかり)惑犯月」

(130) 第九、孝成王承慶3年(739)9月:「完

山州獻白鵲。狐鳴月城宮中。狗咬殺之」

(131) 第九、孝成王承慶4年5月:「鎮星(土星)犯軒轅(獅子座α星)大星」

(132) 第九、景德王憲英3年(744):「冬。妖星出中天。大如五斗器。浹旬乃滅」

(133) 第九、景德王憲英7年正月:「天狗落地」(天狗流星の落下記事)

(134) 第九、景德王憲英12年8月:「日本國使至。慢而無禮。王不見之。乃廻。武珍州獻白雉」

(135) 第九、景德王憲英14年:「春。穀貴民饑。熊川州向德貧無以爲養。割股肉、飼其父。王聞賜賚頗厚。仍使旌表門閭。望德寺塔動。唐令狐澄新羅國記曰。其國爲唐立此寺。故以爲名。兩塔相對高十三層。忽震動開合。如欲傾倒者數日。其年祿山亂。疑其應也。夏四月。遣使入唐賀正。秋七月。赦罪人。存問老疾鰥寡孤獨。賜穀有差」(この場合の望德寺塔動や震動は地震ではなく、安史の乱等、何らかの事象を予め警告する為の物理的な現象として捉えている)

(136) 第九、景德王憲英15年:「春二月。上大等金思仁以比年災異屢見。(中略)夏四月。大雹。大永郎獻白狐。授位南邊第一」(「災異屢見」とした記載法は中国や日本に於いても見られる現状認識、対災異観である。白色の動物を献上したことに依る授位の初見記事か)

(137) 第九、景德王憲英18年3月:「彗星見。至秋乃滅」

(138) 第九、景德王憲英19年正月:「都城寅方有聲如伐鼓。衆人謂之鬼鼓」〔都より見た寅の方角(北東)より音声がした記事。鬼鼓は火山噴火に伴う空振か〕

(139) 第九、景德王憲英23年:「三月。星孛于東南。龍見楊山下。俄而飛去。冬十二月十一日。流星或大或小。觀者不能數」〔孛星、東南、龍、飛去、流星と言った語よりは、それらが景德王薨去(翌24年)を予告した現象として描写された記事か。都より見た東南、楊山の位置関係に留意すべきか〕

(140) 第九、惠恭王乾運4年(768):「春。彗星出東北。唐代宗遣倉部郎中歸崇敬兼御史中丞持節賚冊書。冊王爲開府儀同三司新羅王。兼冊王母

金氏爲大妃。夏五月。赦殊死已下罪。六月。京都雷雹傷草木。大星隕皇龍寺南。地震聲如雷。泉井皆渴。虎入宮中。(中略)九月。遣使入唐朝貢」(彗星出現は、新羅王代替わりと、唐の代宗よりの冊封の予兆としての位置付けか。その場合には、吉兆である。大星隕皇龍寺南記事は、南の方角が天子南面思想に関連したものであるとするならば、惠恭王乾運に依る治世の安泰を暗示したものか。地震は泉井皆渴とあることよりも、実際に発生していたものであろう)

(141) 第九、惠恭王乾運5年:「夏五月。蝗旱。(中略)冬十一月。雉岳縣鼠八千許向平壤。無雪」<sup>(14)</sup>(平壤方面に向けた何らかの政治的動向、又は、災異の予兆記事か)

(142) 第九、宣德王良相6年(785)正月:「王寢疾彌留。乃下詔曰。寡人本惟菲薄。無心大寶。■(難か)逃推戴。作其即位。居位以來。年不順成。民用窮困。此皆德不符民望。政未合天心。常欲禪讓退去于外。羣官百辟每以誠止。未果如意。因循至今。忽遭疾疹。不寤不興。死生有命。顧復何恨。死後依佛制燒火。散骨東海。至十三日薨」(宣德王良相の遺詔。王の不徳に依る民用窮困、不符民望、政未合天心を理由とした、自発的な禪讓願望の初見記事。この事例に於ける、死後依佛制燒火。散骨東海行為は、日本との外交関係に起因するものではない)

(143) 第十、元聖王敬信4年(788):「春正月甲辰朔。日有食之。漢山州民饑。出粟以賙之。秋七月。隕霜傷穀」(「日有食之」は「漢山州民饑」、「隕霜傷穀」の凶兆としての位置付けか)

(144) 第十、元聖王敬信6年:「春正月。(中略)增築碧骨堤。徵全州等七州人興役。熊川州進赤烏。三月。(中略)大旱。夏四月。太白辰星聚于東井。五月。出粟賑漢山、熊川二州饑民」〔碧骨堤(全羅北道金堤市にある韓半島最大級の貯水池。百濟国比流王27年・西暦330年に築造されたとする)の増築記事。旱害の深刻な状況を考慮したものか。太白辰星聚于東井は、太白(金星)と辰星(水星)の運行が井(水の確保)に関係ある現象とし

て認識された結果か。**東の方角**は水や水脈の所在を示すものか]

(145) 第十、元聖王敬信 8 年:「冬十一月壬子朔。日有食之」

(146) 第十、元聖王敬信 12 年:「春。京都飢疫。王發倉廩賑恤之」(飢餓民が地方より都へ流入した結果の疫病流行か。前年の天候不順に依る穀物収量減少が原因であろう)

(147) 第十、元聖王敬信 13 年 9 月:「**國東蝗害穀。大水山崩**」

(148) 第十、元聖王敬信 14 年:「春三月。宮南樓橋災。望徳寺二塔相撃。夏六月。旱。(中略)冬十二月二十九日。王薨」〔宮南樓橋災(火災か)、「望徳寺二塔相撃」は「王薨」の凶兆としての災異描写か〕

(149) 第十、昭聖王俊邕元年(799):「春三月。冷井縣令廉哲進白鹿。(中略)牛頭州都督遣使奏言。有異獸若牛。身長且高。尾長三尺許。無毛長鼻。自峴城川向烏食壤去。秋七月。得人蔘九尺。甚異之。遣使如唐進奉。徳宗謂非人蔘不受。八月。(中略)漢山州獻白鳥」(白鹿、白鳥進上は昭聖王俊邕即位を慶賀する目的か。白色に靈妙觀、吉祥觀を見出したものか。異獸若牛や人蔘九尺の出現は、徳ある王の即位を修飾する目的の記事か。唐の徳宗が新羅より齎された人蔘九尺を受け取らなかったのは、それを何らかの凶兆として見做したからか)

(150) 第十、哀莊王清明 2 年(801):「夏五月壬戌朔。日當食不食。秋九月。熒(ひかり、あかり)惑入月。星隕如雨。武珍州進赤鳥。牛頭州進白雉。冬十月。大寒。松竹皆死」(日當食不食、熒惑入月、星隕如雨の天文現象は昭聖王俊邕の治世の短さに起因するか。赤鳥進上記事より、赤色にも吉祥の意味を觀じたものか。寒冬被害に依り、松竹が枯死)

(151) 第十、哀莊王清明 5 年 7 月:「敵良州進白鵠。(中略)熊川州蘇大縣釜浦水變血」(熊川州蘇大縣釜浦水變血は赤潮か)

(152) 第十、哀莊王清明 9 年:「秋七月辛巳朔。日有食之」

(153) 第十、哀莊王清明 10 年:「春正月。月犯畢。夏六月。西兄山城鹽庫鳴。聲如牛。碧寺蝦蟇(がま。ひきがえる)食蛇(へび)。秋七月。(中略)大旱。王叔父彦昇與弟伊滄悌邕將兵入内。作亂殺(つくりは式)王。王弟體明侍衛王并害之」(月犯、西兄山城鹽庫鳴、碧寺蝦蟇食蛇、大旱は、金彦昇、伊滄悌邕等に依る反乱、クーデター、及び、哀莊王清明と、その弟體明侍衛殺害の予兆として位置付けられた記事か)

(154) 第十、憲徳王彦昇 2 年(810):「春正月。(中略)河西州進赤鳥(鳥か)。二月。王親祀神宮。發使修葺國內隄防。秋七月。流星入紫微。西原京進白雉。冬十月。(中略)流星入王良」(治水工事の実施記事)

(155) 第十、憲徳王彦昇 5 年 2 月:「玄德門火」(玄德門の火災記事か)

(156) 第十、憲徳王彦昇 8 年正月:「年荒民飢。抵浙東求食者一百七十人。漢山州唐恩縣石長十尺、廣八尺、高三尺五寸。自移一百餘步」(前年より続く飢饉の深刻化に関する記事。漢山州唐恩縣石が自移一百餘歩したとする記事は、斜面崩壊、自然落下等に依るものか。何らかの警告として記されたものか)

(157) 第十、憲徳王彦昇 10 年 6 月:「日有食之」

(158) 第十、憲徳王彦昇 13 年:「春。民饑。賣子孫自活。(中略)冬十二月二十九日。大雷」(飢饉発生に伴う子や孫の売買記事)

(159) 第十、憲徳王彦昇 14 年:「入月池宮。秀宗或云秀升。二月。雪五尺。樹木枯。三月。熊川州都督憲昌以父周元不得爲王、反叛。國號長安。(中略)復七年。先是菁州太守廳事南池中有異鳥。身長五尺。色黑。頭如五歲許兒。喙長一尺五寸。目如人。嚙如受五升許器。三日而死。憲昌敗亡兆也。(中略)湓江山谷間。顛木生藥(ひこばえ)。一夜高十三尺。圍四尺七寸。夏四月十三日。月色如血。秋七月十二日。日有黑暈(かさ)指南北」〔入月池宮、雪五尺の大雷記事は金憲昌に依る反乱の凶兆として位置付けられたものか。菁州太守廳事南池中有異鳥は、憲昌敗亡兆と見做された記事。顛



木生葉は憲昌敗亡を王権にとっての吉兆としたものか。月色如血と日有黒暈指南北記事とは対応関係、陰陽調和の関係にあったものと推測される。南北の方向性には、金憲昌に依る反乱が旧百濟領域を中心として広がりを見せ、新羅王権を震撼させたことに鑑み、王権の支配力が韓半島の南北に迄、貫徹しているということ、太陽にかかった日暈（ひがさ。光環の大気光学現象）を利用して説明しようとしたものか]

(160) 第十、憲徳王彦昇15年：「春正月五日。西原京有蟲。從天而墮。九日。有白黒赤三種蟲。冒雪能行。見陽而止。(中略)夏四月十二日。流星起天市(てんし)。犯帝座(ヘルクレス座)。過天市東北垣織女王良至閣道。分爲三。聲如擊鼓而滅。秋七月。雪」〔蟲(むし。小動物)の降下、流星起天市。犯帝座記事は、同17年正月条に記される、金憲昌の子梵文と高達山賊壽神等100余人に依る謀叛(犯帝座)の凶兆として位置付けられたものか]

(161) 第十、憲徳王彦昇17年：「三月。武珍州馬彌知縣女人産兒。二頭二身四臂。産時天大雷。(中略)秋。歙良州獻白鳥」(天大雷は女人産兒。二頭二身四臂に対する警告音、或は、女人産兒。二頭二身四臂が天に依る、何らかの事象に対しての警告として受け止められた記事か)

(162) 第十、憲徳王彦昇18年：「秋七月。命牛岑太守白永。徵漢山北諸州郡人一萬。築涇江長城三百里。冬十月。王薨」(徵漢山北諸州郡人一萬。築涇江長城三百里と言った、多くの人民を動員した形での長城建設事業が人民を疲弊させ、王薨の直接的な原因となったとする編纂意図か。「隋書」に見られる「文帝開皇六年、京雨毛、如馬尾、長者二尺、餘六七寸、其月梁士彦・宇文忻・劉昉以謀反誅、明年發十萬人、築長城、又於揚州開山造瀆、以通運、衆役繁興、雨毛之應也」と言った、為政者に依る人民酷使と治世の乱れ、災異觀の反映か)<sup>(15)</sup>

(163) 第十、興徳王秀宗5年(830)4月：「王不豫。祈禱。仍許度僧一百五十人」〔王不豫に

際して度僧(官司より度牒を發給された僧)を動員した仏教に依る祈禱が採用された記事]

(164) 第十、興徳王秀宗8年：「春。國內大飢。夏四月。王謁始祖廟。冬十月。桃李再華。民多疫死」(前年より続く、旱害→王避正殿→減常膳→赦内外獄囚→飢荒→盜賊遍起→安撫→國內大飢→王謁始祖廟→桃李再華→民多疫死、の時系列。桃李再華現象は王謁始祖廟の成果であることを強調したものか。暖冬か)

(165) 第十、興徳王秀宗9年10月：「巡幸國南州郡。存問耆老及鰥寡孤獨。賜穀布有差」(巡幸、存問、賜穀布措置は、同7年より続いた旱害に対応するものであろう)

(166) 第十、興徳王秀宗11年：「春正月辛丑朔。日有食之。(中略)夏六月。星孛于東。秋七月。太白犯月。冬十二月。王薨」(日有食之、星孛于東、太白犯月と言った天文運行上の異常記事は、王薨の凶兆として位置付けられたものか)

(167) 第十一、文聖王慶膺(よう)3年(841)：「春。京都疾疫」

(168) 第十一、文聖王慶膺5年7月：「五虎入神宮園」〔アムールトラ(虎)の出没記事か]

(169) 第十一、文聖王慶膺6年：「春二月甲寅朔。日有食之。太白犯鎮星。三月。京都雨雹」〔太白(金星)が鎮星(土星)に接近したとする記事]

(170) 第十一、文聖王慶膺12年正月：「土星入月。京都雨土。大風拔木。赦獄囚誅死已下」〔五星表記の鎮星と土星とを書き分けたのには意味があるか。土星入月現象が京都雨土、大風拔木の原因となったとする認識からであろうか。少なく共、王権は土星入月の現象を何らかの凶兆であると捉え、赦獄囚措置を実行したものか]

(171) 第十一、文聖王慶膺14年2月：「調府火」

(172) 第十一、文聖王慶膺17年：「春正月。發使撫問西南百姓。冬十二月。珍閣省災。土星入月」(發使撫問西南百姓は前年6月の大水災害、同8月の西南州郡に於ける蝗害を受けて実施された措置であろう)

(173) 第十一、文聖王慶膺19年9月：「王不豫。

降遺詔曰。(中略)今者忽染疾疹。(中略)越七日王薨「疾疹は皮膚に起る病變の総称であるが、天然痘、麻疹(はしか)、風疹等であろう。但し、忽染、越七日王薨とある様に、発症より死去する迄の時間が非常に短かったことから、天然痘か」(174)第十一、憲安王誼靖3年(859):「春。穀貴人饑。王遣使賑救。夏四月。教修完隄防勸農」(穀貴には、前年の「夏四月。降霜。自五月至七月不雨」と言った天候不順の要因の他にも、穀物の買い占め行為もあったか。修完隄防勸農は、農業用貯水池整備を命じたものか)

(175)第十一、憲安王誼靖5年:「春正月。王寢疾彌留。(中略)是月二十九日。薨」(前年には、王の疾病に関する記事は無いことより、発病より死去迄の期間は1か月~5か月であろう。同4年9月条には、「王會羣臣於臨海殿。(中略)更置酒同飲」の記事があり、この時点では、健康状態に問題は無かったものと推測される)

(176)第十一、景文王膺廉4年(864):「春二月。王幸感恩寺望海。夏四月。日本國使至」(王が幸感恩寺望海したことは、日本國使至の予兆として描いたものか)

(177)第十一、景文王膺廉7年:「夏五月。京都疫。秋八月。大水。穀不登。冬十月。發使分道撫問。十二月。客星犯太白」(「發使分道撫問」とあることより、大水。穀不登災害は全国規模に拡大していたものと推測される。客星(かくせい・きゃくせい。彗星や新星)が太白(金星)に接近した記事は、この年に発生していた疫病や水害、農業被害の結果として認識されたものか。又は、翌年正月に起こる、伊瀆の金銳や金鉉等が謀叛を起こして伏誅された事件の凶兆として位置付けられたものか)

(178)第十一、景文王膺廉8年:「春正月。伊瀆金銳、金鉉等謀叛伏誅。夏六月。震皇龍寺塔」(震皇龍寺塔は、伊瀆金銳、金鉉等謀叛伏誅事件を受けて釈迦の怒りや警告を表現した記事か。実際の震動や地震ではないものか)

(179)第十一、景文王膺廉13年:「春。民饑且疫。王發使賑救」(前年8月に発生していた全国的な

蝗害が原因か)

(180)第十一、憲康王晟(ちょう)5年(879):「三月。巡幸國東州郡。有不知所從來四人。詣駕前歌舞。形容可駭。布巾詭異。時人謂之山海精靈。古記謂王即位元年事」(山海精靈は韓半島の自然、国土に宿る、固有の超自然的な存在であろうが、その憲康王晟の面前に於ける出現と歌舞披露とには、王権を賛美する目的があったものと考えられる。政道の正当性や、適切性をも説明しようとしたものであろう)

(181)第十一、憲康王晟6年:「春二月。太白犯月。(中略)秋八月。熊州進嘉禾。九月九日。王與左右登月上樓四望。京都民屋相屬(つづく)。歌吹連聲。王顧謂侍中敏恭曰。孤聞今之民間覆屋以瓦、不以茅。炊飯以炭、不以薪。有是耶。敏恭對曰。臣亦嘗聞之如此。因奏曰。上即位以來。陰陽和。風雨順。歲有年。民足食。邊境謐靜。市井歡娛。此聖德之所致也。王欣然曰。此卿等輔佐之力也。朕何德焉」[憲康王晟に依る治世の順調なことを強調した記事である。ここに記された太白犯月は、凶兆とはなっていない。京都民屋相屬、歌吹連聲、今之民間覆屋以瓦、炊飯以炭、風雨順、歲有年、民足食、邊境謐靜、市井歡娛と言った生活水準の上昇、治安の安定、天候の安定、食糧供給の安定等は、聖德之所致の結果であるとしている。ただ、王はそれが自分の「徳」に依るものでは無いと否定をする。それと共に、その根本原因を「陰陽和」に求めている点では、東アジア世界に共通した宇宙観に立脚する治世観を示しただけであるということも出来得るであろう。尚、こうした為政者に依る統治観、民政観は、王に依る本音であると受け取ることも出来得るが、既に「日本書紀 卷十一 仁徳天皇」中に於いて、「朕(ワレ)登高臺(タカドノ)以遠望(ミノゾム)之。烟氣(ケフリ)不起於域(城)(クニ)中。以爲百姓(オホムタカラ)既貧。而家無炊(イヒカシク)者」[仁徳紀4年(316)2月己未朔甲子条]と仁徳天皇が群臣に詔した如く、「盖(ウタキオホコト)之如天(アメ)。容(ウケイルルコト)之如地(ツ

子)」(同即位前紀)<sup>(16)</sup>君として、民政に力を注ぐ姿勢を鮮明にしていた仁徳天皇の有り様が、「新羅本紀」に反映された可能性も示唆されるであろう。憲康王最6年条は(126)の記された「山海精靈」出現を吉兆として演出されていたことが想定される]

(182)第十一、憲康王最11年:「春二月。虎入宮庭。(中略)冬十月壬子。太白晝見」[アムールトラ(虎)の宮廷内への出没記事。太陽に近接した太白(金星)が日中に裸眼で見える事を凶兆と捉えていた可能性が有る。翌年7月5日の憲康王最薨去を示唆するものか]

(183)第十一、憲康王最12年:「夏六月。王不豫。赦國內獄囚。又於皇龍寺設百高座講經。秋七月五日。薨」(赦國內獄囚措置は、「王不豫」に資する目的。又、於皇龍寺設百高座講經は仏教の力を借りた疾病の快癒を願うものであるが、それが新羅国家仏教の象徴である皇龍寺を動員しても叶わなかったことを、客観的に追認した記事であろうか)

(184)第十一、定康王晃2年(887):「春正月。設百座於皇龍寺。親幸聽講。漢州伊滄金堯(じょう)叛。發兵誅之。夏五月。王疾病。謂侍中俊興曰。孤之病革矣。必不復起」(設百座於皇龍寺は漢州伊滄金堯に依る謀叛を受けてのものか、或は、予防的措置として執行されたものか。「王疾病」との関わり合いも想定される。ただ、王自身は「必不復起」として、その効果を信用してはいなかったものと推測される)

(185)第十一、眞聖王曼元年(887):「大赦。復諸州郡一年租稅。設百座皇龍寺。親幸聽法。冬。無雪」(大赦、復諸州郡一年租稅、設百座皇龍寺は眞聖王曼即位の慶事に基づいた措置か。暖冬記事)

(186)第十一、眞聖王曼2年:「春二月。少梁里石自行。(中略)殆是大耶州隱者巨仁耶。王命拘巨仁京獄。將刑之。巨仁憤怒書於獄壁曰。于公慟哭、三年早。鄒衍(すうえん)含悲、五月霜。今我幽愁、還似古。皇天無語、但蒼蒼。其夕忽雲霧震雷雨雹。王懼(恐れて)出巨仁放歸。三月戊戌

朔。日有食之。王不豫。錄囚徒赦殊死已下。許度僧六十人。王疾乃瘳(いえる)。夏五月。旱」[眞聖女王に依る悪政の記事であるが、その結果、同条では、「佞倖肆志」、「貨賂公行」、「賞罰不公」、「紀綱壞弛」、という状態に陥ったとしている。冒頭部分で記された少梁里石自行記事は、これから起こるそうした政治的状況を示唆したものとして位置付けられていた可能性が有る。眞聖王曼は、王位に在りながらも、宮廷内へ密かに屈強で美形な「少年美丈夫三人」を引き入れて「淫亂」し、彼らに要職を授けて「國政」を委ねたと記述される。この話は、日本に於ける孝謙上皇の僧弓削道鏡へ対する寵愛と重用、及び、彼への皇位譲渡計画逸話、及び、宇佐八幡宮神託事件に於ける和氣清麻呂の存在を参考にして作成されていた可能性も想定されるであろう。そうした処、王は時政を批判していた大耶州隱者巨仁を捉えて都で投獄した。その獄中に於いて巨仁が獄壁に記した憤怒書では、旱害、霜害と言った自然災害の出来と共に、中国戦国期に於ける陰陽五行家であった齊の鄒衍の唱えた説(五徳終始説)を引き合いに出し、今の王には五行何れの徳も無く、その帰結(陰陽不調和)として、三年早や五月霜と言った災害が起こり、忽ちの内に雲霧震雷雨雹という、常ではない自然現象が立て続けに発生したとしているのである。少梁里も、鄒衍が梁に於いて厚遇されていたことを反映させた記事、その存在を想起させる為の記事であったのかもしれない。王不豫と王疾乃瘳とは、そうした王の悪政と王懼出巨仁放歸との対応関係より記されたことも考えられるものの、王権に対する体面より、朝廷に依る主体的な対策としての録囚徒赦殊死已下、許度僧六十人記事を王疾乃瘳の前提条件として筆録をしたものと推測されるのである。当年夏5月の旱害は、翌3年条に記される「國內諸州郡不輸貢賦。府庫虛竭。國用窮乏。王發使督促。由是所在盜賊蜂起。於是元宗、哀奴等據沙伐州叛」の原因を為したものか]

(187)第十一、眞聖王曼11年6月:「王謂左右曰。近年以來。百姓困窮。盜賊蜂起。此孤之不徳也。

避賢讓位。吾意決矣。禪位於太子嶠(ぎょう)」（眞聖王曼が近年頻発した反乱、戦乱や、その結果としての百姓困窮、盗賊蜂起が自らの不徳に依るものである事を認めて、「讓位」を決意したとする記事。つまり、人民の困窮の原因が人災に基づくものであると認めて讓位をした初見記事であるとする事が出来得るであろう）

(188)第十二、孝恭王嶠(ぎょう)9年(905):「春二月。星隕如雨。夏四月。降霜。秋七月。弓裔移都於鐵圓。八月。弓裔行兵侵奪我邊邑。以至竹嶺東北。王聞疆場日削甚患。然力不能禦。命諸城主。慎忽出戰。堅壁固守」〔星隕如雨〕は「弓裔移都於鐵」、「弓裔行兵侵奪我邊邑」、及び、前年条に記載されていた「弓裔設百官。依新羅制」や「國號摩震。年號武泰元」、「涇水道十餘州縣降於弓裔」等の記事の凶兆、警告、新羅国衰退の徴証として出現したものとして認識された天文現象か）

(189)第十二、孝恭王嶠12年:「春二月。星孛于東。三月。隕霜。夏四月。雨雹」〔星孛于東〕は、翌年6月条に記される「弓裔命將領兵船。降珍島郡。又破皐夷島城」とした金城の西方に所在した珍島郡に於ける出来事の予兆記事か）

(190)第十二、孝恭王嶠15年:「春正月丙戌朔。日有食之。王嬖(へい)於賤妾。不恤政事。大臣殷影諫。不從。影執其妾殺之。弓裔改國號泰封。年號水德萬歲」(国事を顧みず、大臣殷影よりの諫言をも受け入れない孝恭王嶠の存在と、新羅王権内部の混乱、そして、「弓裔改國號泰封。年號水德萬歲」とした弓裔勢力の伸展との対比記事。「日有食之」記事は、新羅王権の斜陽を暗示、警告したものか)

(191)第十二、神德王景暉4年(915)6月:「槩浦水與東海水相擊。浪高二十丈許。三日而止」(日本海の海底を震源とした地震に依る津波か。尚、翌年10月条には「地震。聲如雷」の記事がある)<sup>(17)</sup>

(192)第十二、神德王景暉6年:「春正月。太白犯月。秋七月。王薨」〔太白犯月〕は、「王薨」の凶兆として位置付けられた記事か）

(193)第十二、景明王昇英3年(919):「四天王

寺塑像所執弓弦自絶。壁畫狗子有聲若吠者。以上大等金成爲角喰。侍中彦邕爲沙喰。我太祖移都松岳郡」〔四天王寺塑像所執弓弦自絶〕、「壁畫狗子有聲若吠者」記事は、その基底に新羅国の急速な没落状況を示唆する意図が存在していたものと推測される。弓裔の方も、前年6月条に依れば「弓裔麾下人心忽變。推戴 太祖(王建)。弓裔出奔。爲下所殺。太祖即位稱元」として追放され、韓半島は既に王建を太祖として頂く高麗時代に入っていたのである。「絶」、「狗子有聲若吠者」は新羅国の終焉を示唆する表現法であり、後者は、日本語慣用句では「犬の遠吠え」という事であろうか。既に新羅国の滅亡は既定の路線に乗っていたとする状況認識を、四天王寺内に於ける変事として表現したものであると推測される)

(194)第十二、景哀王魏膺4年(927)3月:「皇龍寺塔搖動北傾」〔かつての高句麗の故地を継承したとする王建の高麗が勢力を増し、それに対応する様に新羅の国勢は急速に衰退して行く状況を表現したものであって、実際に寺塔が傾いたものでは無いであろう。「新羅有三寶。所謂丈六尊像、九層塔、并聖帶也」(景明王昇英正年条)として、新羅国の三寶を蔵していた屈指の古刹であった皇龍寺の九層塔が北側へ傾いたとする記事には、釈迦でさえも新羅国を見限り、高麗を韓半島に於ける正当な主として認めた、というメッセージを含ませていたものと見られる。それは、景哀王魏膺4年条に記される「太祖(王建)親征百濟。王(景哀王魏膺)出兵助之」(正月)、「太祖親破近巖城」(3月)と言った記述にも見て取ることが出来得る]

(195)第十二、敬順王傳8年(934)9月:「老人星見」〔「老人星」(りゅうこつ座 $\alpha$ 星カノープス)の出現記事。この星の出現自体は、古来、天下安泰、福寿に繋がるとされ、吉兆である。しかしながら、この場合には老人星がかなり明るく(0.7等星)、南の空の低い位置に赤く見える(スペクトル型はF0)ことより、血をイメージさせる凶兆として扱われていた可能性がある。「老人」の語も、敬順王傳が新羅国の最後の王であり、新

羅国自体を老人に準えた表現法であったのかもしれない。但し、緯度の高く、盆地地形である金城で実際にカノープスが見えていたのか、否かは微妙である。当該老人星の出現を凶兆であると捉えていたとするならば、敬順王傳8年9月条に於いて引き続き記された「運州界三十餘郡縣降於太祖（高麗の王建）」に対応したものであったのかもしれない]

## 5. 内容分析

以上に於いて、災害事象を3類型に大別しながら記事の抽出を試みた。「新羅本紀」に於ける災害記事の特質に関して、以下、検証を行なう。

先ず、①数量的に見て、圧倒的に多いのが**気象災害**の存在である。その中でも、**雹の降下記事**が多いのが特徴的である。これが、今日的な雹と同一の気象現象を指し示しているのか、否かに関しては、判然とはしない。韓半島は半島であり、どの地域も比較的海よりは近いのであるが、気候は大陸の影響を大きく受ける。「雨土」や「黄霧」と言った、**中国大陸**で発生した**黄砂**に依る影響を時間的に早く、直接的に、より大きく受けていたのも、日本との**黄砂被害**を巡る差異であろう。日本よりも、比較的粒子の大きい**黄砂**の沈降に依って、春先の農作業開始に大きな影響を与え続けていたことも考えられよう。

「異常気象レポート2005 近年における世界の異常気象と気候変動～その実態と見通し～(Ⅶ)」(気象庁、2005年10月)の「3.2 黄砂」(277～286頁)に依ると、「黄砂」の主要な発生域である、**中国乾燥地域のダストストーム**の発生には、明瞭な季節変化があるとし、「図3.2.2」(278頁)に依れば、東アジアに於ける**ダストストーム**の発生頻度は、**2～6月**が多く、特に、**4月**には突出して多くなっていることが分かる。**黄砂**の発生は、強風の程度、地表面の状態、植生の有無、粗度や積雪の有無、土壌水分量、地表面の土壌粒径等の条件に依って、年々の変動が激しく、現在でも尚、その長期的な

傾向については明瞭にされてはいないのである。<sup>(18)</sup>

**旱害**も又、春～夏にかけて出現することが多い。その為、**祈雨の祭儀**が実行されていたことも特質されるであろう。日本古代の如く、「遍祈山川」と言った**自然祭祀**の手法が採用されていたことも特徴的である。**旱害**の出現頻度は、日本よりも著しかったことが窺われる。その為、**堤防**や、**碧骨堤**の如き**溜池等の治水工事**は進んでいたのである。

**蝗**の出現を巡る**農業被害**も、主として**旱害**、「水」不足の**気象現象**に起因した出来事であったものと考えられるが、それは結果として**飢饉**や**疫病流行**、**治安悪化**という**社会的事象**に繋がり、人民の生活に直接的な打撃を与える為、**王権が賑給**や、**租調の免除措置**を採用したことも又、日本との類似性を窺わせるものであろう。記事上でも、**蝗**と**旱**とは**セット**で出現することが多いのである。「**蝗害**」は**相変異**を起こした個体(飛蝗)に依り齎されるが、古記録上に見る限りに於いては、**大雨**、**雨土**や**旱**と言った**極端な気象変化**が契機となって発生していることが推測されるのである。

ただ、日本の場合と少し異なる対応は、**新羅国**では王や、その使者が**地方の現況巡視**を小まめに実施していたことが特徴的なことである。その目的は、迅速な被災状況把握と、人民への有効的施策を実行する上での正確な情報を得るものであったものと考えられる。

「**龍**」の出現記事の多さよりは、それが「**水**」、取り分け、**降雨**との関連性の中で**見做されて来た**ということが言えるであろう。これは、日本の場合に在っても同様ではあるものの、日本の事例では、その他にも、**龍体**には「**地震**」との関わり、つまり、**地震**を発生させたり、鎮めたりすることの出来る能力を持った、**地下世界の支配者**としても見做されていたことが、その特質として指摘されたのである。**韓半島の事例**に在っては、**文化論**として、**龍体**と**地震**とが結び付けられることは全く無かったのである。<sup>(19)</sup>

但し、この点に関しても、**韓半島**に於ける**龍**が、「**金城井**」、「**宮東池**」、即ち、**金城の井戸**や**水汲み**

場、宮廷内の苑池に出現したとする記事も見られることよりは、やはり日本同様、龍体が地下世界と何らかの関わり合いを持った存在として見做されていた可能性に就いても、排除をすることは出来ないであろう。これらの龍体の出現が、多くの場合に、凶なる事象と結び付けられて記されることが多いのは、予告機能をその出現に見出したからである。

法華經（序品）に登場し、仏法を守護する水中の大王である八大龍王〔難陀龍王、跋難陀龍王、沙伽羅龍王、和脩吉龍王、徳叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯（須）龍王、優鉢羅龍王〕は、八体の護法の神、八部衆の1つ、龍神でもあり、水に関わりの深い存在でもあった。音写して那伽と書されることもある蛇神の龍王であるが、それは又、水中を支配する神でもあったのである。龍王の中でも優れた能力を持ったものは、雲を発生させ、空中を飛び回り、雨を降らせるものと信じられていた。日本に於ける龍王信仰は、四神の1つに位置付けられている想像上の動物、青龍を基本とする唐風龍王よりの影響を示唆すると言った指摘もあり、平安時代の初期に、空海が京都の神泉苑に於いて請雨經法を修した時に出現したとされる善女龍王も、唐服を纏って龍に乗る姿であったとされるのである。

そうした龍と水との関わり合いを、韓半島の場合に在っては、取り分け、繰り返された祈雨行為の中に色濃く見出すことが出来るのであった。

「新羅本紀」に於いては、「水」の存在をイメージさせ得る記事が目立つのは、上述した「龍」や「井」の語、それに拘わる事象の宮廷内での出現記事に見られる様に、正に、新羅国にとっては、「水の支配」が非常に重要な課題であったからに他ならないのである。それは、同巻第一、始祖（赫居世居西干）5年正月条に「龍見於闕英井。右脇誕生女兒。老嫗（娑蘇夫人、しゃそふじん。赫居世居西干の母親）見而異之。收養之。以井名名之。及長有徳容。始祖聞之。納以爲妃。有賢行。能内輔。時人謂之二聖」と記述された如く、「二聖」

を戴く新羅国の建国神話に於いても、始祖赫居世居西干の妃の名（闕英、あつえい）に「以井名名之」としたことは、「龍」、「井」、「水」三者の関わり合いが、新羅国存立の根幹と密接な繋がりを有して来たことを示唆しているものと類推されたことよりも窺えたのである。即ち、それは韓半島に於ける統治に於いては、「水」の支配が何よりも重要な事項であったことが、建国神話の中にも色濃く反映された結果であった。元々、旱害が多発し易く、「水」の確保が為政者としては必須の能力であったという地理的要因がその根底に存在していたものと推測される。この考え方は、以下の記事に於いても継承されて行くのであった。

発雷記事が多く記されるのも特徴的な事象であろう。発雷自体は、実際にそれが建築物、枯草等に落雷し、火災等の被害が発生すれば、それは自然災害の範疇に入るであろうが、単に発雷し、関係の無い場所に落雷しただけでは自然災害であるとは言えないのかもしれない。但し、こうした見方は聊か現在の視角であって、当時としては、必ずしもそうではなかったことが想定されたのであった。発雷、落雷自体の原理が理解されてはいなかった当時の社会に在って、それは音声と発光の両面より畏怖すべき存在であった。近世の日本にあって、大名迄もがそれを特に恐れ、特別な設計を持った建物や部屋（地震雷の間）を設けたことより、<sup>(20)</sup>日本に於いても発雷、落雷は自ら（の治世）に対する天に依る怒り（警告）の表現であると見做されていた可能性が大きいのである。

②韓半島の中に在って、新羅国は日本に一番近接した地域である事より、地震記事の多さも目に付くのである。新羅国は韓半島の中に在って、当時としても地震多発国であったものと推定される倭国に一番近いという物理的理由に依り、王都である金城（慶州市）を中心とした地域に於いて、少なからざる地震と、それに伴う震災記事が散在している。これらの地震が、如何なる発震機構に依って発生していたのかに就いては、地震学分野よりの検証作業が必要となるものの、慶州市付近

では、梁山断層（北北東－南南西走向で約200キロメートルに及ぶ）を始め、南北－北北西・南南東走向の蔚山断層系（約40キロメートルに及ぶ）は、慶州市付近で梁山断層系と接触しているが、当該地域では、ほぼ南北方向の走向を持つ活断層の存在が、複数認められているのである。

近年に於いても、2016年9月12日に発生した、所謂、「慶州地震（韓国南東部地震）」（東経129.227度、北緯35.769度を震央としたモーメントマグニチュード5.4の地震）では、負傷者22名等の人的被害も発生している。更に、2017年11月15日の日本時間14時29分頃には、韓国南東部、慶尚北道浦項付近を震央としたマグニチュード5.4の地震が発生し、大学修学能力試験の延期を始め、物的被害も起こっているのである。

ただ、古代に至る時期に在っては、「震動」記録の全てが地盤の揺れを意味する地震では無かったらしいことが、筆者に依り既に判明している。<sup>(21)</sup> それらの、地震ではない「震」記録は、何らかの事象に対する予兆、事前警告、取り分け、「凶兆」を示していたらしい。その意味に於いては、史料に対する慎重な精査が必要とされるであろう。「泉湧」記事、恐らくは地盤の「液状化現象」を伴っているものに就いては、真実の地震であったものと推測されるが、これらは勿論、当時としても、倭国と比較して地震の相対的な発生回数が少なかったものと考えられる韓半島に在っては、何らかの事象の「凶兆」として、記録上は演出されていたことが想定されるのである。

天体や地面に対する変化、異常意識が大変敏感であった当時の社会に在っては、地面が激しく揺れ動く自然現象に対して、現在でもそうである様に、言い知れぬ不安感を持っていたことは、容易に推測を行なうことが可能である。そうであるからこそ、地上側に暮らす人間に依る良くない行動が、何らかの地下神、地祇の怒りを買ひ、人間を懲罰する為に地震を発生させるものと考えていたと推測される。更に、地震発生と天体運行の異常とを関連付け、そうした災異としての地震は、地

震多発国である倭国の方角より齎される災異であるものと認識をしていた徴証も認められるのである。

③中国的な儒教的災異思想である「咎徴」の反映が見られる記事が散見されることが特徴的である。即ち、自然災害の発生自体を王権の責任であると見做し、人民に対して贖罪するとした思想である。この思想は奈良時代に於ける日本の王権にも、大きな影響を与えていた。

つまり、為政者に依る「不徳」を修正することに依って、そうした自然災害の発生を抑制し、それより人民を救済することが可能となると理論武装したのである。自然災害自体の発生を全く止めることは出来ないものの、その後の対処、被災者救援等が実施できる唯一の存在が自らの主催した王権であると説明を行なった。これは、自らの支配の正当性を主張する政策の根幹を為すものでもあった。<sup>(22)</sup>

④「猛獣之害」、即ち、かつては韓半島にも生息していたとされるアムールトラ(虎)、ヒョウ(豹)等の大型ネコ科動物に依る人的被害、食害を防止しようとしたことは、日本では殆んど見られない現象である。それらの猛獣を捕獲用の落とし穴や檻を設けて、捉えようとしていたことは、それらも又、人々に害を齎す自然災害として認識をしていた証左であろう。

⑤疫病の発生の多さも指摘をすることが出来る。その起源的発生地は中国大陸であって、それが人々の交流（交易、戦争、使節派遣等）の中で伝染して来た可能性もあるが、こうした疫病はその後、海を越えて倭国の北部九州へも伝染し、畿内、諸地方へと拡散して行ったことも想定されるのである。新羅国の事例に在っても、最初は地方に於いて発生していた飢饉や疫病が、飢餓民に依って、都へ齎されていたことは推測される処である。

⑥時間が下るに連れて、記事の内容も詳細になり、政治的な動向、近隣諸地域との関わり合いや、抗争の記事の比率が高まる。相対的には災害関連記事の比率は低下するものの、それへの対処の重

要性認識には余り変化が無かったものと考えられる。

⑦**天文現象**への興味、関心も又、倭国同様に深いものが有り、**常とは異なる天体運行の様相は、彗星出現、流星の月等との関係性を、何らかの予兆、特に、凶兆として認識をしていた可能性が有る。**

**天文現象**は、対自然認識の中でも、当時の人々に依る最大の関心事であったものと考えられる。取り分け、**天体の常とは異なる運行は、殆んどの場合に於いて、何らかの事象に対する「凶兆」として取り扱われていた。**それ故、新羅国でも、倭国でも、**天文観測**には専門の施設を設けて、丹念に検証作業を行っていたものと考えられる。**新羅国**では、「**瞻星台（せんせいだい）**」（**瞻**は仰ぎ見る意。慶州市仁旺洞。花崗岩製。高さ約9.1メートル。建造年不詳だが**善徳女王**期であるとされるが、「**三国史記**」には記載が無い）、**倭国**では「**始興占星臺（セムセイタイ）**」（『**日本書紀** 卷廿九 天武天皇」天武天皇4年（675）正月丙午朔庚戌条」がそれに該当した施設であったものと推測される。

そこで行なわれていた実際の観測作業の内容に就いては、類推の域を出るものではないものの、作業の主眼は**天体運行の通常とは異なる動きと、その出現した「方角性」とを逸早く察知すること**であったものと考えられる。取り分け、「**犯**」表現法で示される、複数天体に依る**領域侵犯**や、「**食**」に対しては、並々ならぬ興味、関心を示していたことを窺うことが出来たのである。「**方角性**」表記の重要性に就いては、倭国同様に、それが**凶兆のやって来る方角を示唆しているもの**と考えていたからであろう。

**新羅国**の場合に在っては「**東**」の**方角性**表記が多く、**災異と東の方角（倭国の方向）**とに関連性を見出し、それを恐れ、封じようとしていた形跡も認められた。同様に、**倭国**の事例に在っては、「**西**」の**方向性**に着目することが多く、**災異の日本への侵入も西方より為されるもの**と認識されていた。実際上でも、**疫病、外寇（に關わる情報）**

等は九州に上陸し、大発しながら畿内へと伝播していたのである。

こうした天文観測法に於いては、新羅国でも倭国でも、**古代中国天文学**の多大な影響を受けていたことが推測されたのであった。それは、**天の北極を中心とした三垣（紫微垣、太微垣、天市垣）**思想に見られる平板的な**宇宙構成観、天球を黄道付近で28分割した星座である二十八宿〔角宿（かくしゆく）、亢宿（こうしゆく）、氐宿（ていしゆく）、房宿（ぼうしゆく）、心宿（しんしゆく）、尾宿（びしゆく）、箕宿（きしゆく）、斗宿（としゆく）、牛宿（ぎゅうしゆく）、女宿（じょしゆく）、虚宿（きよしゆく）、危宿（きしゆく）、室宿（しつしゆく）、壁宿（へきしゆく）、奎宿（けいしゆく）、婁宿（ろうしゆく、るしゆく）、胃宿（いしゆく）、昴宿（ぼうしゆく）、畢宿（ひつしゆく）、觜宿（ししゆく）、参宿（しんしゆく）、井宿（せいしゆく）、鬼宿（きしゆく）、柳宿（りゅうしゆく）、星宿（せいしゆく）、張宿（ちょうしゆく）、翼宿（よくしゆく）、軫宿（しんしゆく）を順に東方青龍七宿、北方玄武七宿、西方白虎七宿、南方朱雀七宿の四神へ分割した〕の存在であり、**夫々の相関関係が地上側の秩序と相応の関係にあるもの**と認識していたことが類推されたのである。**

その意味に於いては、**地盤に關わる災害の地震と、天文現象の異変とは対応関係、陰陽調和・不調和の関係性の中にあると、古代当時の人々が考えていた可能性も指摘される**であろう。

それでは何故、当時の人々はこうした**天体観測、天体異変の発見**に注力していたのであろうか。それは取りも直さず、**地上側に於いて発生する自然災害や人為災害（戦乱等）の予兆を逸早く察知し、それらを避ける（被害を低減させる）目的**であったものと考えられる。**天と地とが対応関係、陰陽調和・不調和の関係**にあったとするならば、天体の動きを丹念に観察することに依って、地上側での出来事も、それに連動するかの如き動きを見せるものと認識をしていたのであろう。

⑧**色彩感覚**が意味ある出来事として、記事に大



大きく反映されていることに関しては、日本に於ける事例と共通している。即ち、「白色」が靈妙な色として珍重されており、白鳥、白鳥、白鶴、白雉、白雀、白鹿、白狐、等と言った白色の動物の発見に努め、無傷で捕獲し、金城へ進上することは、地方官の重要な職掌の1つでもあったものと見られる。これは、それらの出現が「吉兆」であるものと見做されていた結果であろう。特に白色の鳥類が多いのは、鳥のみが空・天と地上とを自由に行き来することが出来たからである。地方官等に依る次のステップを見据えた行動としては、中央の権力者、王の歓心を買うことが、非常に大切なことでもあったのであろう。これも又、日本との共通項である。自然界に対する色彩認識では、「白色」が最上位に位置していたのである。大雪記事の多さよりも、「雪」にさえも、或る種の靈妙さ、吉祥観を見出していた可能性もある。

以上の分析の中で素材とされた各記事には、その当時に於ける継続的で精緻な自然観察結果が反映されていたものと見られる。しかしながら、「新羅本紀」自体が編纂されたのは、当該事象の発生よりは相当な時間的経過を経ており、当該記事作成の根拠となっていた材料に対する検証が必要であることは言うまでもない。

## おわりに

以上、本稿では、「三国史記」を主たる素材として、韓半島に於ける自然災害情報がどの様に認識され、扱われ、記録されて行ったのかに関して、それらを文化論として検証を行なって来た。その作業に際しては、日本との対比という観点をも用いた。結論の1つを指摘するならば、韓半島に於いても、日本同様に自然の常とは異なる現象を慎重に観察し、それらの結果を予兆—吉凶判断の材料としていたことが特質される。それは当時に於ける科学であり、最新の思想でもあったのである。本稿では、或る自然現象に対して、それをその前後に於いて出来ていた様々な事象との関連性の

中で考慮し、位置付けてみた。確かに、そこには必ずしも科学的な根拠に欠ける推測も含まれ、ややもすれば、こじ付けとも受け取られ兼ねない危険性を孕んでいることも、又、事実ではあろう。しかしながら、「三国史記」も中国正史等を範として編纂された編集物である以上、そこには、客観的な事実を基にしながらも、それを時の王権にとって都合の良い様に、読み手に解釈させるという文章操作、意識操作も存在していたことが類推されるのである。ここには、「三国史記」が単なる歴史書や日記、古記録類ではないという、「正史」ならではの特性が潜んでいたものと考ええる。

ところで、本稿の冒頭に於いて、「三国史記」は、韓半島で現存する最古の記録書とされており、1145年、高麗の仁宗（17代）の命に依り、金富軾等19名の史官等が編纂、担当し、進上したとされている。李王朝の中宗代（1506～1544年）に慶州で刊行された木版本が刊本としては現存最古のもので、その影印本が流布している。中国で行なわれていた正史編纂事業を大いに意識して作成されたらしく、その意味に於いては、日本に於ける六国史、取り分け、日本書紀的存在であったのかもしれない。」とした。それに対して、後発の「三國遺事」（高麗国の僧であった一然に依り1280年代に編纂された）を「古事記」に見立てる見解もある。

西暦1145年は、日本では平安時代中葉後期にあたり、既に国家体系としての律令制度は形骸化しており、かつての様な正史を王権自らの手に依って編纂、発行する余力は無くなっていた。それに加え、仮名文字を使った漢字・平仮名交じり文も女性を中心として一般化し、空想上の内容を持った物語や鏡（鑑）ものも作成されるようになっていた。事実を保存し、継承させる目的の「記録」とは、最早、個人レベルのものとして、記主本人の為に作成され、国家機関ではなく、中世にかけて、その「家」に於いて蓄積が為される風潮となっていくのである。「日記の家」の出現とは、そうした家（イエ）を中心とした記録継承の最たるもの

であろう。

そうした中に在って、韓半島では、国家間関係の冷却化とは別の次元に於いて、日本との私貿易関係も維持されていたことより、商人の手を通じ、日本書紀等の、日本の正史古写本類を入手することも、決して困難なことではなかったものと推測される。韓半島に於ける三国史記と、日本書紀等、日本の記録との記事作成上の類似性、その設計思想よりは、正史として先行していた日本側諸記録の反映が三国史記に全く無かったと推論するにも、その根拠を見出すことが出来ないのである。ただ、六国史中に在っても、日本書紀と続日本紀以降の諸記録とは、その内容構成、性質、設計思想、対事実（事象）認識が大きく異なっており、三国史記編纂者が、若し、正史編纂事業としては先行していた、日本の諸事例を参照していたとするならば、それはほぼ、日本書紀に限定されると言っても良いであろう。続日本紀以降の記録類には、真実を忠実に記録して行く、という傾向が顕著であり、三国史記編纂に当たっては、余り参考にはならなかった可能性が高かったものと推測されるのである。

無論、特に「日本書紀」編纂に在っては、中国人文筆家、文章技術者の招来が存在していたことが推定されており、<sup>(23)</sup> その意味に於いては、仮に、三国史記編纂者が日本書紀等、日本側諸記録を参照し、三国史記に反映させていたとしても、それは、間接的には中国に於ける正史設計思想が反映された、という言い方も出来得るのかもしれない。

## 註

- (1) 小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡来人は命がけて日本へやって来たのか～』〔2015年6月初版発行、販売：データ版はディー・エル・マーケット株式会社（DLMarket Inc）、製本版はシーズネット株式会社製本直送.comの本屋さん〕－「4-1：倭国と新羅国」、「4-2：日本に残る新羅国の足跡」、参照。又、『国史大辞典』（株式会社 吉川弘文館）の「新羅」、「新羅楽」、「新羅組」、「新羅琴」、「新羅征討説話」の項、参照。
- (2) 「日本書紀 卷廿二 推古天皇」推古天皇28年（620）是歳条には、「皇太子（聖徳太子）。嶋大臣（蘇我馬子）共議之録（シルス）天皇記（スヘラミコトノフミ）及國記（ク

ニツフミ）。臣連伴造國造百八十部并公民等本記（モトツフミ）」と記されており、この年に「天皇記」、「國記」、「本記」等が編纂されたとする。

尚。国史大系本『日本書紀 後篇』（株式会社 吉川弘文館）1990年12月、に依る。

- (3) 小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡来人は命がけて日本へやって来たのか～』－「4. 新羅国の文武王と倭国 ～文武王の海中王陵に見る対日観～」、参照。
- (4) 小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡来人は命がけて日本へやって来たのか～』－「4-3：文武王の遺詔」、「4-4：最初の火葬と仏教」、「4-7：文武王の葛藤」、参照。
- (5) 『理科年表 平成26年 第87冊』（丸善出版株式会社、2013年12月）所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」には、当該地震に関する記載は無い。
- (6) 「禱祀祖廟及名山」行為は、既に「續日本紀 卷十二 聖武天皇」〔国史大系本『續日本紀 前篇』（株式会社 吉川弘文館）1993年4月、に依る〕天平9年（737）5月19日条では、「詔曰。四月以來。疫旱並行田苗燹萎。由是。祈禱山川。奠祭神祇。未得効驗。至今猶（獨）苦。朕以不徳實致茲災。思布寬仁以救民患」と見え、日本に於いても、災異の発生に際しては為政者に依る、「山」を祀り、それに対して祈願をする行為が存在していたことが窺えるのである。特定の山を対象として霊妙な力の存在を信じ、それを神体であると見做した結果であろう。「新羅本紀 第二」基臨尼師今3年3月条には、「至牛頭州。望祭太白山」とあり、太白山を祀る山岳信仰の存在していたことが知られる。その他にも、五台山、雪岳山、金剛山等に於ける山岳信仰も存在した。  
全浩天氏は、日本の北陸地方にある白山を信仰の対象とする、山岳信仰の起源は韓半島にあるとしながらも、従来よりあった、「新羅」起源説を否定し、古朝鮮の檀君神話が、白山信仰に影響を与えていると指摘をする。檀君神話に見える太白山、白岳山、そして韓半島の聖山である白頭山、長白山、小白山等、白字を冠する山の名称が多いことを挙げ、檀君の檀字は「パクトル、ペクトル」であり、白山そのもののことであるとし、韓半島より入朝した移住民が、故国の山岳信仰を越国（こしのくに。北陸地方と新潟県域）で再現したものであるとする。同氏『朝鮮からみた古代日本』（株式会社 未来社）1991年2月、26～33頁、参照。
- (7) 「日本書紀 卷廿二 推古天皇」推古天皇34（33）年〔626（625）〕是歳条には「自三月至七月霖雨（ナガアメフル）。天下大飢之。老者噉（クラヒ）草根而死于道垂（ホトリ）。幼者含乳以母子共死。又強盜竊盜（ヌスヒト）並大起之不可止」とあり、霖雨→大飢→強盜竊盜、の時系列認識が認められる。
- (8) 国立国会図書館所蔵本「倭（和）漢三才圖會 上之卷」－「卷第三 天部」－「恠雨（あやしきあめ）」〔寺島良安（尚順）編、中近堂、1884年7月、請求記号 28-96〕の項、では、「廣博物志云、漢元帝時（中略）雨魚、漢永和中（中略）按雨穀類、雨毛土、雨紅雪、雨綿等、華和有之、而多荒饑之表也、蓋此所有於地之物而、風以降之矣」としており、東アジアに於いて「雨魚」等の出現は、多くの場合、「荒饑」の表れであるとし、それは地上に在るものが風に依って巻き上げられ、降下せられるものであるとしている。この説に従うならば、「雨魚」の発生原因は竜巻等に見られる、急激な上昇気流であるということになる。これに依れば、和漢三才図會の成立した正徳2年（1712）当時にも、日本に於いてそうした自然現象が発生していた可能性もあろう。

- (9) 日本に於いても、古くは「**日本書紀** 卷廿二 推古天皇」推古天皇15年(607)2月庚辰朔戊子条に掲載される、**推古天皇の詔**の中に於いて、「朕(ワレ)聞之。曩(ムカシ)者我皇祖(ミヲヤ)天皇等宰(ヲサメ玉ヘル)世也。踰(セククマリ)天蹟(ヌキアシニフミ)地。敦(アツク)禮(キヤマヒ)神祇。周(アマネク)祠山川。幽(ハルカニ)通乾坤(アメツチ)。是以陰陽(フコナツ)開和造化(ナシツルコト)共調。今當朕世。祭祀(イハヒコト)神祇。豈有怠乎。故群臣共爲竭(ツクシ)心宜拜(キヤヒマツル)神祇」と記し、「**皇祖天皇等**」が遍く山川を祀って来たとしている。その行為は天地に通じ、陰陽調和に至るとした、東アジアに於いて見られる**自然祭祀思考**の反映であろうか。
- (10) 朝鮮史学会編『**三國遺事(全)**』(国書刊行会)1971年7月、に依る。
- (11) 次田真幸氏は、**八千矛神(大国主神)の妻**問い物語の項に収められる**神語歌**には、「宇良須能登理(浦洲ノ鳥)」、「**淤岐都登理**、牟那美流登岐(沖つ鳥、胸見る時)」、「**弊都那美**、曾迹奴棄字弓(辺つ波、其に脱き棄て)」、「**宇知微流**、斯麻能佐岐耶岐(打ち廻る、島ノ崎崎)」等の如く、**海人(あま)集団**に於ける生活、体験に係るの深い語、句が多用されていると指摘し、更に、**登理(鳥)の語が多く詠み込まれている**点に着目する。同氏『古事記(上)』(株式会社 講談社)2013年6月、参照。  
鳥と海との関係性は、**羅針盤の無い時代に、海人が鳥の進行方向を基にして航海をしていた**可能性を示すものであろう。
- (12) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~**』[2015年10月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] - 「2-8:紫雲」、参照。
- (13) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~**』- 「2-7:地震と「震動」、兵庫」、参照。
- (14) 記録記事上に於ける、鼠の群れでの移動の意義に関しては、小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~**』- 「1-2:枯査と鼠」、参照。  
日本古代の事例では、**鼠の群行の方角に向けて遷都が実施される**点で、**遷都の真の狙い**を隠蔽する方便として、又、人々を納得させる手段として、こうした**鼠の群行記事**が「**日本書紀**」に掲載された可能性が高いものと推察される。**鼠の群行記事**が、**遷都という国家の大事**の時にしか見出されない処に注目し、日本海側最北の拠点としての**淳定柵造営の予兆記事**〔「**日本書紀**」大化2年(646)、同3年は歳条〕にも、**鼠の群行記事**が記されたものかもしれない。
- (15) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ II ~室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化~**』[2015年7月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] - 「2-4:論旨、改元、未来予想図」、参照。
- (16) 国史大系本『**日本書紀 前篇**』(株式会社 吉川弘文館)1992年4月、に依る。
- (17) 『理科年表 平成26年 第87冊』所収の「**日本付近のおもな被害地震年代表**」には、当該地震に関する記載は無い。
- (18) 2008年春の事例では、気象台等、全国85地点に於ける目視観測の結果に依れば、同年6月5日迄の**黄砂観測日数**は11日、各地点の日数を合わせた延べ日数は、128日となり、2000年代では最少のペースとなった。これは、**黄**

**砂**の発生源である(**内、外**)**モンゴル**に所在する、**ゴビ砂漠**に於ける**砂の巻上げ量**自体は減少していないものの、日本海付近での、**低気圧**の発達が悪かった為、西風が日本列島付近に迄、南下せず、**黄砂**の飛来が2000年代に入って最少となり、結果として、記録的に少なくなっていたものである。当該期、黄砂は日本列島よりも、北側の地域に、運ばれて行ったものと推測されている。

- 尚、「**新潟日報**」(新潟日报社)、2008年6月7日付朝刊、29頁(社会)、「**黄砂観測日数 今年記録的少なさ 西風南下せず 北へ飛んだ? 気象庁**」記事、参照。又、小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~**』- 「2-11:紅雪と黄砂」、参照。
- (19) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ II ~室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化~**』- 「3-2-3:地震と鯨」、「3-2-5:黒田日出男氏の『龍の棲む日本』に見る龍体と鯨の検討」、参照。
- (20) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ II ~室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化~**』- 「2-3:地震雷の間」、参照。
- (21) 小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~**』- 「2-7:地震と「震動」、兵庫」、参照。
- (22) 『**續日本紀** 卷十二 聖武天皇』では、**聖武天皇の災異**に対する考え方が示されている部分が散見する。そこには、「**勅**。朕以寡德臨馭万姓。自暗治機未克寧濟。廼者災異頻興。咎徵仍見。戰々兢々。責在予矣。思緩死愍窮以存寬恤」〔天平7年(735)5月23日条〕、「**詔曰**。四月以來。疫旱並行田苗焦萎。由是。祈禱山川。奠祭神祇。未得効驗。至今猶(獨)苦。朕以不德實致茲災。思布寬仁以救民患。宜令國郡審錄冤獄。掩骼埋骸。禁酒斷屠。高年之徒。鰥寡惻獨。及京内僧尼男女。臥疾不能自存者。量加賑給。又普賜文武職事以上物。大赦天下。(中略)官人受財枉法。(中略)強盜竊盜。故殺人。私鑄錢。常赦所不免者不在赦例」(同9年5月19日条)等とある様に、頻発する**災異、災変発生自体の責任が聖武天皇個人の不徳**に依るとしているのである。
- 尚、小林健彦『**災害対処の文化論シリーズ I ~古代日本語に記録された自然災害と疾病~**』[2015年7月初版発行、販売:データ版はディー・エル・マーケット株式会社(DLMarket Inc)、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] - 「4-3:古代の為政者に於ける疾病観」、「4-4:古代に於ける疾病よりの実体ある人民救済」、参照。
- (23) 森博達氏は、「**日本書紀**」**卷30(仮名表記や倭習が少なく、下記α群、β群の何れにも属さない)**以外の全29巻に見られる、**歌謡と訓注**に於ける**仮名表記の性格**の相違より、それらをα群(巻14~21、24~27)とβ群(巻1~13、22、23、28、29)とに大別して、分析を行なった。それに依れば、同氏の分類に依る**α群は中国原音(唐代の北方音)に依る仮名表記、正格漢文の使用、倭習の少なさ**、といった特徴を持ち、それに対して、**β群の方は倭習の多さ、漢語や漢文の誤用、奇用の多さ、和化漢文での著述等の特徴**を持つこと等より、**α群は渡来人(中国人)が執筆した部分**であり、**β群はネイティブな日本人が執筆したとする見解**を示した〔同氏『**日本書紀の謎を解く** 述作者は誰か」中公新書1502(中央公論新社)2008年4月、に依る〕。

但し、そうした森氏の指摘を否定的に捉える見解や、書誌学、日本語学(国語学)、日本古代史等の観点よりは、「**日本書紀**」に関して様々な方向性を帯びた関心が持たれているのである。

## 参考文献表

⑩当該表は著者名（辞典、史料、新聞等の場合は発行所）の50音順により配列してある。尚、複数の巻がある辞典の場合には、その発行年月を省略したものもある。

- 『日本文化総合年表』岩波書店、1990年3月
- 『三国史記（鑄字本）』学習院大学東洋文化研究所、1986年5月
- 『古事記』日本思想体系1、株式会社 岩波書店、1982年2月
- 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
- 国史大系本『續日本紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1993年6月
- 国史大系本『續日本紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1993年4月
- 国史大系本『日本書紀 後篇』株式会社 吉川弘文館、1990年12月
- 国史大系本『日本書紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1992年4月
- 「異常気象レポート2005 近年における世界の異常気象と気候変動～その実態と見通し～（Ⅶ）」気象庁、2005年10月
- 『朝鮮王朝實録』國史編纂委員會、探求堂、1973年9月
- 朝鮮史学会編『三國遺事（全）』国書刊行会、1971年7月
- 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記（全）』国書刊行会、1973年2月
- 『日本国語大辞典』第二版、小学館
- 『日本史総覧コンパクト版Ⅰ』新人物往来社、1991年4月
- 全浩天氏『朝鮮からみた古代日本』株式会社 未來社、1991年2月
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 沈慶昊氏「『三國遺事』研究の現状」（『日本古代学』第2号所収、2010年3月）
- 次田真幸氏『古事記（上）』株式会社 講談社、2013年6月
- 国立国会図書館所蔵本「倭（和）漢三才圖會 上之卷」〔寺島良安（尚順）編、中近堂、1884年7月、請求記号 28-96〕
- 「新潟日報」新潟日報社
- 『理科年表 平成26年 第87冊』丸善出版株式会社、2013年12月
- 三品彰英氏撰『三國遺事考証 上』塙書房、1975年5月
- 森博達氏『日本書紀の謎を解く 述作者は誰か』中公新書1502、中央公論新社、2008年4月

⑪和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』（岩波書店、1990年3月）、『日本史総覧コンパクト版Ⅰ』（新人物往来社、1991年4月）の「天皇一覧」、に基づいた。

尚、本論稿中では、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文を、必要最小限度内で、その一部分を引用し、使用している部分が存在することを明示しておく。その場合には、「註」に於いて該当箇所を示した。

又、本稿を発展的に加筆、編集した『韓半島における災害情報の言語文化 ～倭国に於ける災害対処の文化論との対比～』を2018年度中に刊行する予定としている。